

第3次 嬉野市地域福祉計画(案)

令和5年2月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の目的	2
2 計画の法的根拠	3
3 計画の位置づけと他計画との関係	4
4 計画の期間	5
5 「自助」「共助」「公助」による役割分担	5
6 地域福祉にかかる国や県の動向	6
7 計画の策定体制	10
第2章 嬉野市を取り巻く現状	11
1 嬉野市の現状	12
2 社会資源の状況	17
3 各種調査や計画の評価から見た 第2次計画の進捗	22
4 グループインタビューまとめ	30
5 第2次計画のまとめと課題	31
第3章 計画の基本方針	33
1 計画の基本理念	34
2 取り組みの共通視点	34
3 計画の基本目標	35
4 計画の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 ふれあいとつながりによる福祉の基盤づくり	38
基本目標2 ともに協力しあう安心・安全な地域づくり	44
基本目標3 課題に寄り添い解決する包括的な支援体制づくり	52
目標値一覧	62
第5章 計画の推進	64
1 計画の推進体制	65
2 計画の点検・評価・推進体制	66
資料編	67

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

全国的に少子高齢化が進展するなかで、地域で生活するにあたり、手助けや支援を必要としている人たちが増えています。価値観や生活様式の多様化などにより人と人とのつながりが希薄になることによって、社会的に孤立する人が増加するという新たな問題も生じています。また、老老介護、認認介護、ひきこもり等が社会問題として顕在化するとともに、制度や分野の狭間で支援の届きにくい 8050 問題をはじめ、ダブルケア、ヤングケアラー等、本人や家庭で複数の課題が重なり、従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれない地域課題も増加しています。

嬉野市（以下「本市」という。）では、平成 30 年 3 月に「第 2 次嬉野市地域福祉計画」を策定し、誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる地域づくりを目指して地域福祉施策を推進してきました。第 2 次計画は令和 4 年度で満了を迎えることから、近年の法改正や地域課題の複雑・多様化を踏まえ、新たに「第 3 次嬉野市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することといたしました。

2 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

また、本計画には成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月）の規定に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとし、本市における福祉施策の総合的な計画として策定します。

●社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

●成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抄）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

●再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

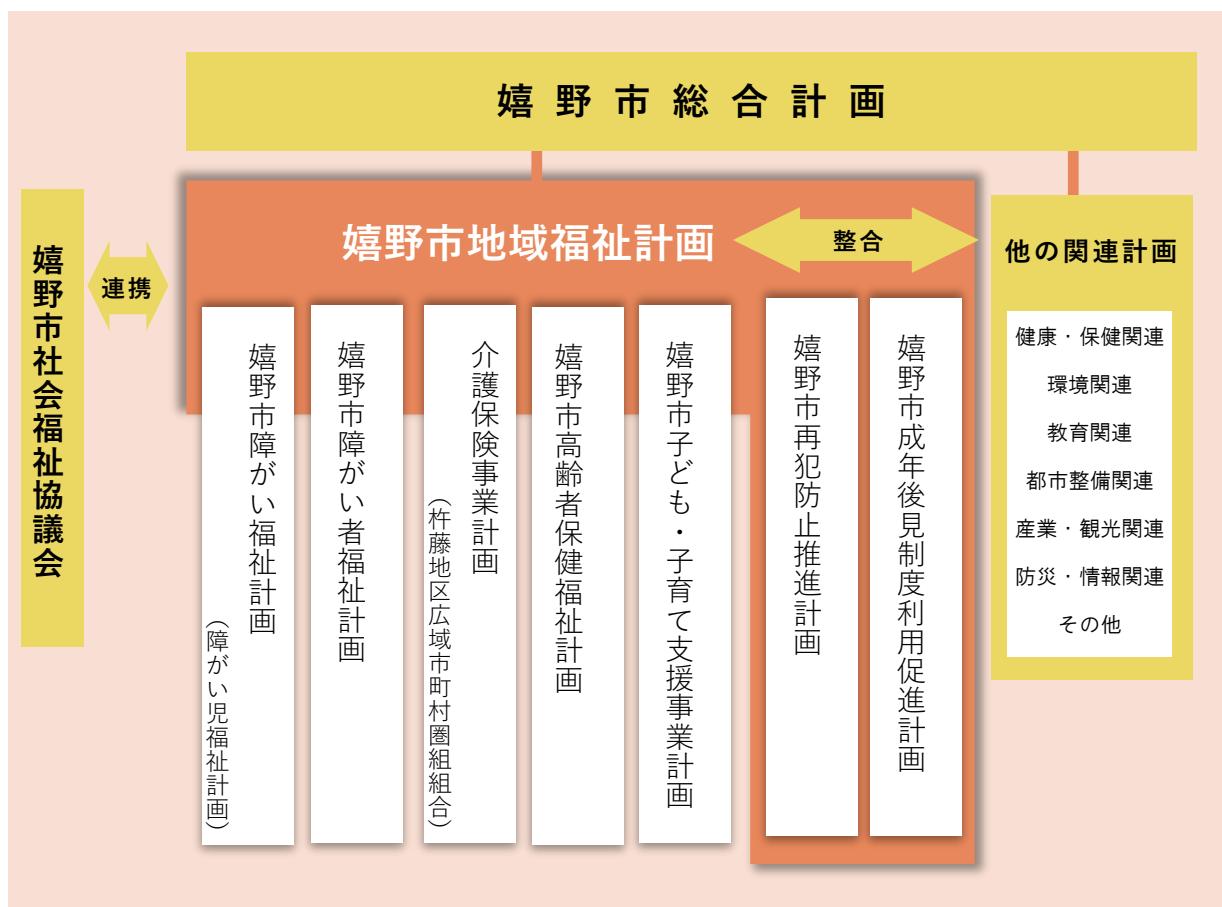
（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、「嬉野市総合計画」を上位計画とした計画であり、児童福祉・子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画（嬉野市子ども・子育て支援事業計画、嬉野市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、嬉野市障がい者福祉計画、嬉野市障がい福祉計画・障がい児福祉計画）の上位計画と位置付けます。また「嬉野市地域コミュニティ基本方針」や「嬉野市地域防災計画」等の福祉以外の分野の関連計画とも整合性を図って策定します。さらに、地域福祉の推進を図る民間の組織である嬉野市社会福祉協議会と連携して計画策定、事業推進を図ります。



4 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	H30 年度	～	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	～	R14 年度
第2次	計画期間										
第3次 (本計画)		見直し		計画期間							
第4次							見直し		計画期間		

5 「自助」「共助」「公助」による役割分担

地域福祉の推進には、住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を進めることが重要となります。

この「自助」「共助」「公助」の3つの要素は、多様化する地域福祉課題に対して、個人や家族で解決できる問題なのか、地域の協力により解決できる問題なのか、または行政や専門的な機関の手助けが必要なのか等、それぞれに何ができるのかという視点で、地域全体が力を合わせて取り組むことが求められます。

- 自助…住民一人ひとりが個人の努力や家族の支え合いで自身の生活を営む活動
- 共助…隣近所や地域組織による支えあい、助け合いの活動
- 公助…行政や公的機関が直接的に支援すること

共助
(地域や組織)

自助
(個人や家族など)

公助
(公的機関など)

6 地域福祉にかかる国や県の動向

国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成29年に掲げ、その具体化に向け、平成30年4月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革がすすめられています。

さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村において住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

また、平成27年の国連総会において、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、17項目の目標達成に向けて国内においてもさまざまな取り組みがすすめられています。

高齢者福祉・介護分野

認知症の人の増加に対する取り組みの方針として、令和元年に「認知症施策推進大綱」がまとめられ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、共生と予防の両輪で認知症に関する施策を推進していくことが示されました。

また、令和2年の介護保険法、老人福祉法等の一部改正により、認知症施策の総合的な推進および認知症の人と地域住民の地域社会における共生や地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保などが追加されています。

児童福祉・子育て・若者分野

令和元年の国民生活基礎調査によると、平成30年時点の子どもの貧困率は13.5%となっており、7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあると発表されています。令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正や「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築を目指して、さまざまな子どもの貧困対策が講じられています。

また、令和3年に内閣府より公表された、第3次の「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者が誰一人取り残されず、家庭・学校・地域等において安心できる居場所を多く持ちながら成長・活躍できる社会の実現の必要性が示されています。

障がい福祉分野

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によって、合理的配慮の促進が義務づけられるなど、国内外問わず差別解消のための強力な取り組みがすすめられています。また、近年では、障がいのある人が社会に参画し、活躍できる社会をつくるため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

生活困窮者分野

平成 27 年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の措置が規定されました。生活困窮の問題は、複合的な要因がかかわる場合も多いことから、平成 30 年 10 月施行の「改正生活困窮者自立支援法」では、包括的・早期的な支援の強化等が示されました。

災害時支援分野

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和 3 年に改正された「災害対策基本法」では、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保および災害対策の実施体制の強化を図ることが示されました。この改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

就職氷河期支援・孤立対策

就職氷河期世代への支援の方針として、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において「就職氷河期世代支援プログラム」がとりまとめられました。就業に関する課題のみならず、社会とのつながり方などのさまざまな課題に直面している人への対応は、本人や家族だけではなく国の将来にかかわる重要な課題とされています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、誰一人として取り残さない包括的な社会の構築が示され、孤独・孤立対策として居場所の確保やひきこもり支援などが求められています。

SDGsについて

2015年9月の国連サミットで2030アジェンダ（議題）が採択され、2030年までに世界中で達成すべき目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

本計画においては、取り組みの内容がSDGsのどの目標に達成に貢献する取り組みなのかを結び付けることで、持続可能な社会づくりを視野に入れて取り組むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう 人や国の不平等をなくそう	2 飢餓をゼロに 住み続けられるまちづくりを	3 すべての人に健康と福祉を 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに 陸の豊かさも守ろう	5 ジェンダー平等を実現しよう 海の豊かさを守ろう	6 安全な水とトイレを世界中に 陸の豊かさも守ろう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 海の豊かさを守ろう	8 働きがいも経済成長も 平和と公正をすべての人に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう パートナーシップで目標を達成しよう
1 貧困をなくそう 人や国の不平等をなくそう	2 飢餓をゼロに 住み続けられるまちづくりを	3 すべての人に健康と福祉を 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに 陸の豊かさも守ろう	5 ジェンダー平等を実現しよう 海の豊かさを守ろう	6 安全な水とトイレを世界中に 陸の豊かさも守ろう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 海の豊かさを守ろう	8 働きがいも経済成長も 平和と公正をすべての人に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう パートナーシップで目標を達成しよう
10 人や国の不平等をなくそう 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを つくる責任つかう責任	12 つくる責任つかう責任 気候変動に具体的な対策を	13 つくる責任つかう責任 陸の豊かさも守ろう	14 つくる責任つかう責任 海の豊かさを守ろう	15 つくる責任つかう責任 陸の豊かさも守ろう	16 つくる責任つかう責任 平和と公正をすべての人に	17 つくる責任つかう責任 パートナーシップで目標を達成しよう	
1 貧困をなくそう 人や国の不平等をなくそう	2 飢餓をゼロに 住み続けられるまちづくりを	3 すべての人に健康と福祉を 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに 陸の豊かさも守ろう	5 ジェンダー平等を実現しよう 海の豊かさを守ろう	6 安全な水とトイレを世界中に 陸の豊かさも守ろう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 海の豊かさを守ろう	8 働きがいも経済成長も 平和と公正をすべての人に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう パートナーシップで目標を達成しよう
10 人や国の不平等をなくそう 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを つくる責任つかう責任	12 つくる責任つかう責任 気候変動に具体的な対策を	13 つくる責任つかう責任 陸の豊かさも守ろう	14 つくる責任つかう責任 海の豊かさを守ろう	15 つくる責任つかう責任 陸の豊かさも守ろう	16 つくる責任つかう責任 平和と公正をすべての人に	17 つくる責任つかう責任 パートナーシップで目標を達成しよう	

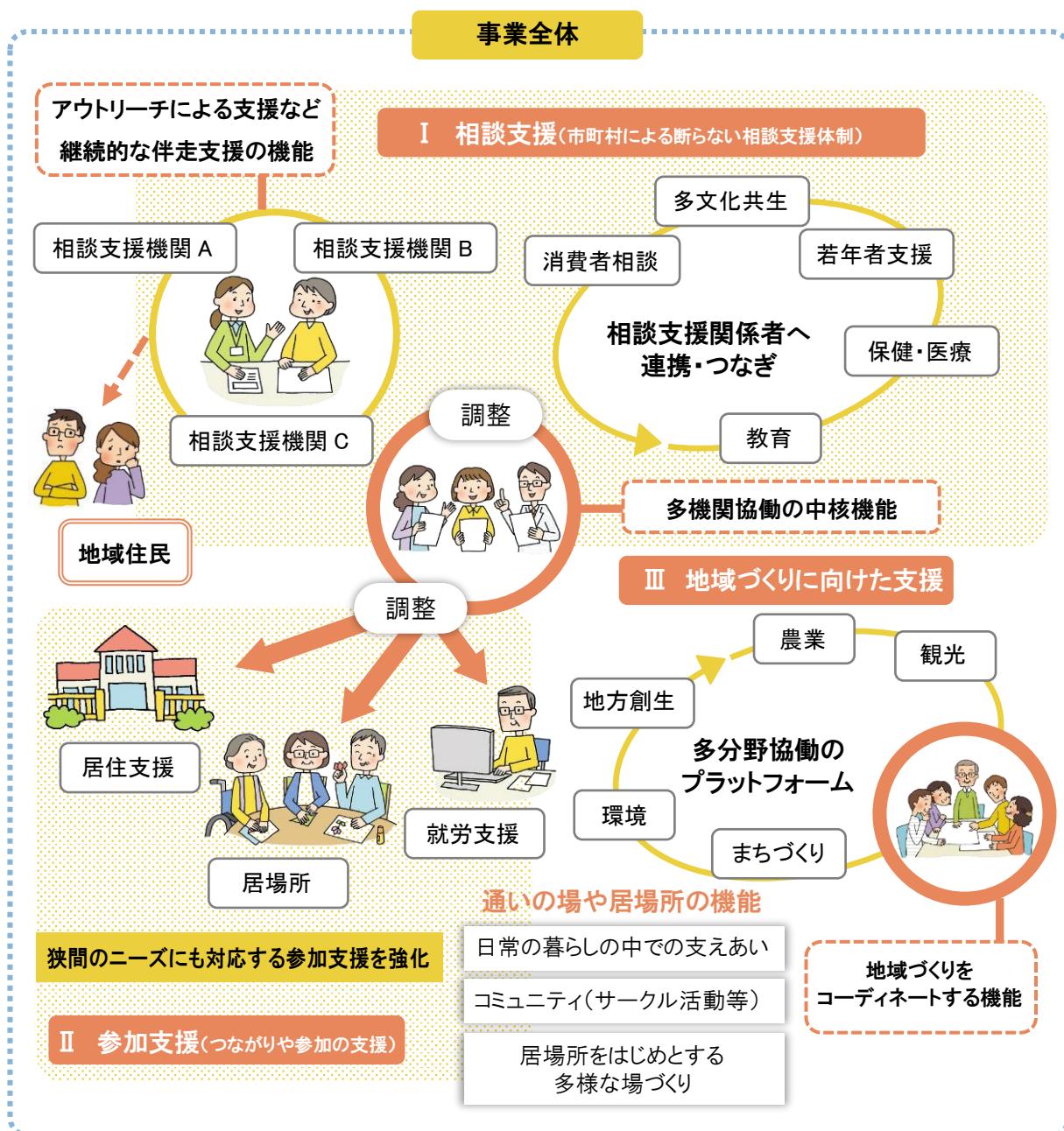
重層的支援体制整備事業の創設について

地域住民の抱える複雑・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難となっている現状を背景として令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、属性を問わず広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業の創設等について規定されました。

重層的支援体制整備事業は、Ⅰ「相談支援」、Ⅱ「参加支援」、Ⅲ「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものであり、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が求められています。

本計画では、上記の3つの支援の一体的な展開を視野に入れながら地域福祉の推進を図ります。

■重層的支援体制整備事業について（イメージ）



資料：厚生労働省[地域共生社会の推進に向けた「かわら版」第2号]掲載図を参考に作成

7 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

「学識経験者」、「民生委員児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「嬉野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

(2) アンケート調査の実施

嬉野市に居住する方を対象にアンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

調査対象者	本市在住の20歳以上の方(無作為抽出)
調査期間	令和4年1月19日(水)～2月6日(日)
調査方法	郵送による配付、回収またはWEBでの回答
配付数	2,000件
回収数	928件
回収率	46.4%

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

各種関連の団体・組織などに対しヒアリング調査を実施し、ニーズや現状などの把握を行い計画策定の基礎資料としました。

(4) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行います。

第2章 嬉野市を取り巻く現状

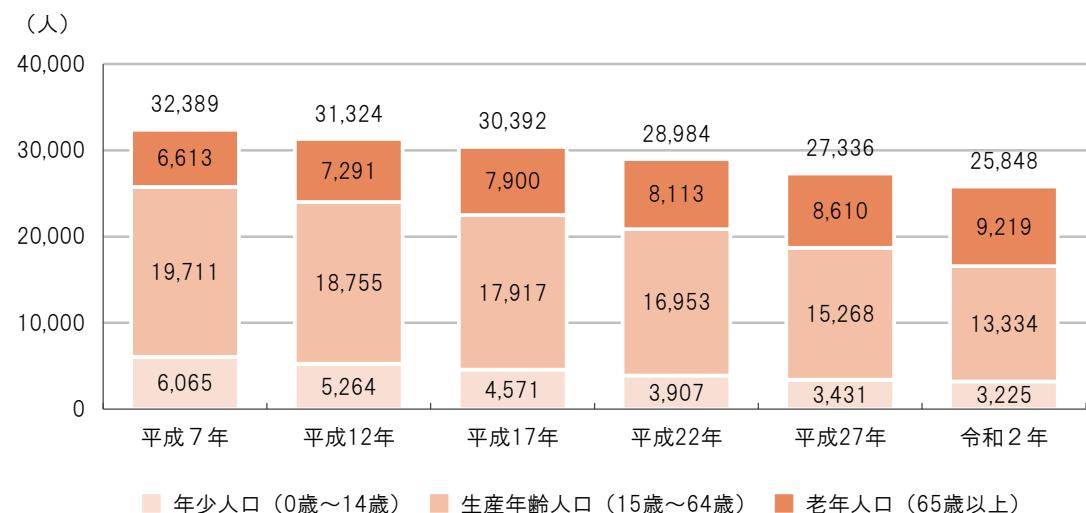
1 嬉野市の現状

(1) 人口の推移

嬉野市の人口は、平成7年の32,389人から令和2年の25,848人と、**年々減少傾向で推移**しています。年齢3区分別人口では、**年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移**しているのに対し、**老人人口は増加**を続けており、**少子高齢化が進行**しています。

老人人口は、平成7年では前期高齢者数が、後期高齢者数を上回っていましたが、令和2年では、前期高齢者数が4,351人、後期高齢者数が4,868人となっており、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。**高齢化率では、平成7年の20.4%から令和2年の35.7%**と、**年々上昇傾向**となっており、佐賀県、全国を上回って推移しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■老人人口の推移と高齢化率の比較

	単位	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
老人人口	人	6,613	7,291	7,900	8,113	8,610	9,219
前期高齢者数 (65～74 歳)	人	3,700	3,887	3,642	3,359	3,757	4,351
後期高齢者数 (75 歳以上)	人	2,913	3,404	4,258	4,754	4,853	4,868
高齢化率 (嬉野市)	%	20.4	23.3	26.0	28.0	31.5	35.7
高齢化率 (佐賀県)	%	17.8	20.4	22.6	24.5	27.5	30.3
高齢化率 (全国)	%	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

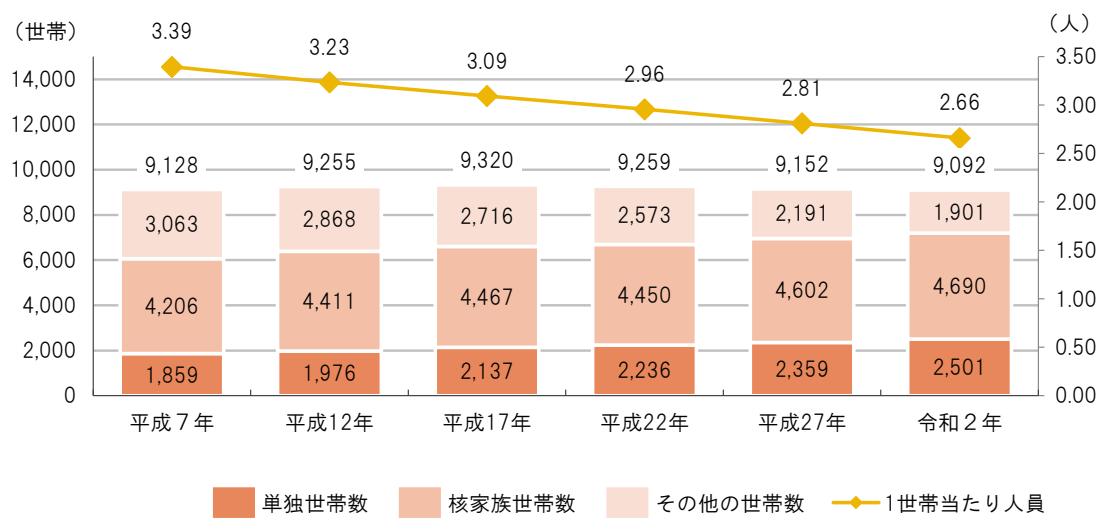
資料：国勢調査

(2) 一般世帯数の推移

一般世帯数は、平成7年から平成17年まで増加傾向で推移し、その後減少傾向に転じています。

一方、単独世帯数及び核家族世帯数は、ともに年々増加傾向で推移し、令和2年には、単独世帯数が2,501世帯、核家族世帯数が4,690世帯となっています。1世帯当たり人員は減少し、**世帯規模の縮小**が進んでいます。

■一般世帯数の推移

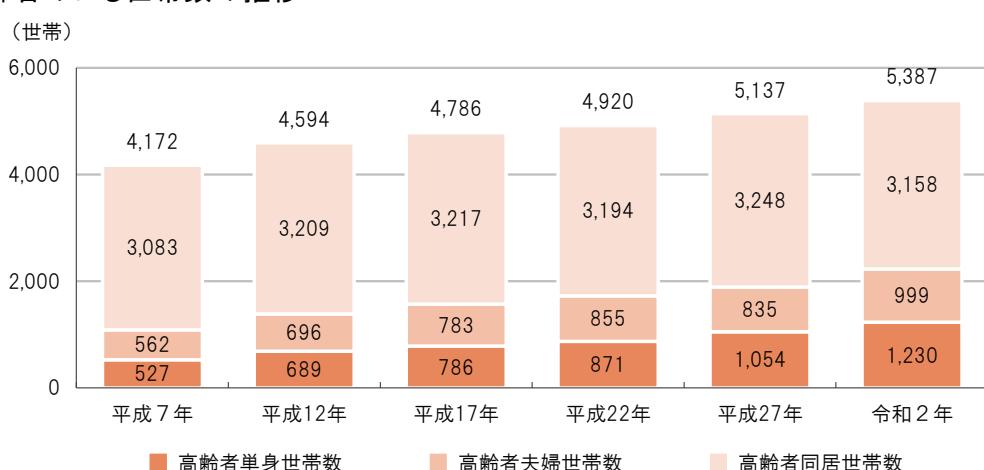


資料：国勢調査

(3) 65歳以上の高齢者のいる世帯数の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向で推移しています。特に高齢者単身世帯数は、令和2年で1,230世帯と、平成7年の2倍以上となっています。高齢者夫婦世帯数も増加傾向であり、**高齢者のみで生活している世帯が増加**しています。

■高齢者のいる世帯数の推移

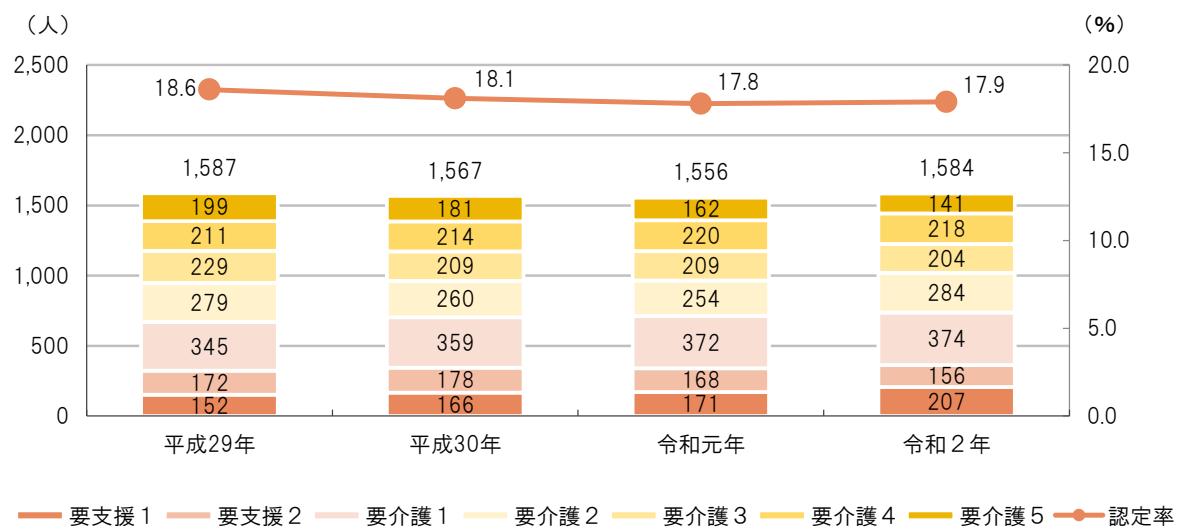


※高齢者夫婦世帯数は、夫と妻ともに65歳以上の世帯

資料：国勢調査

(4) 要支援・要介護認定者数の推移

要介護（支援）認定者数の推移をみると、平成 29 年以降は、ほぼ横ばいで推移しています。要介護度別の認定者数の増減は、要支援 1、要介護 1、要介護 2、要介護 4 については増加がみられます。

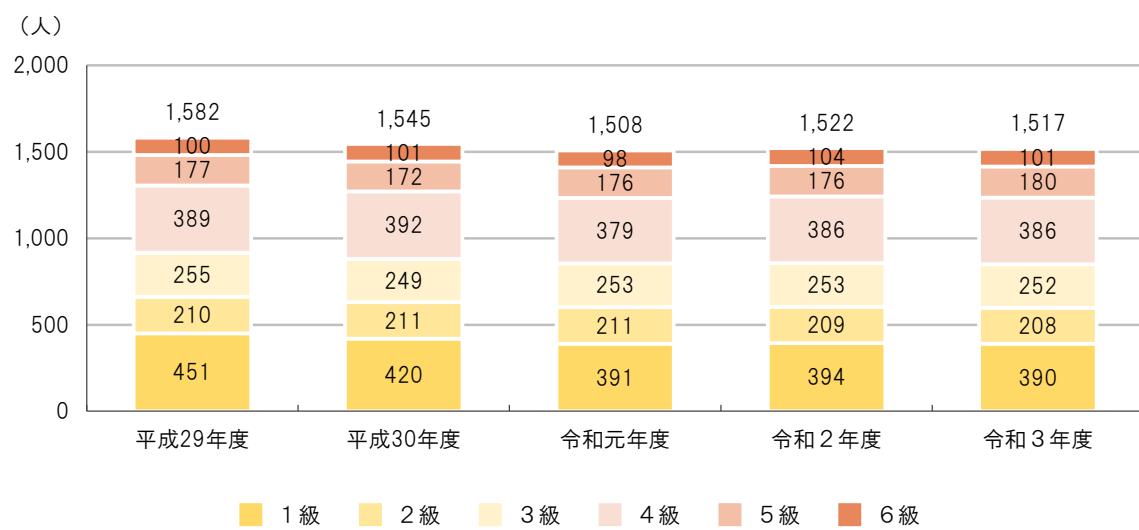


資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末現在）

(5) 障害者手帳所持者の状況

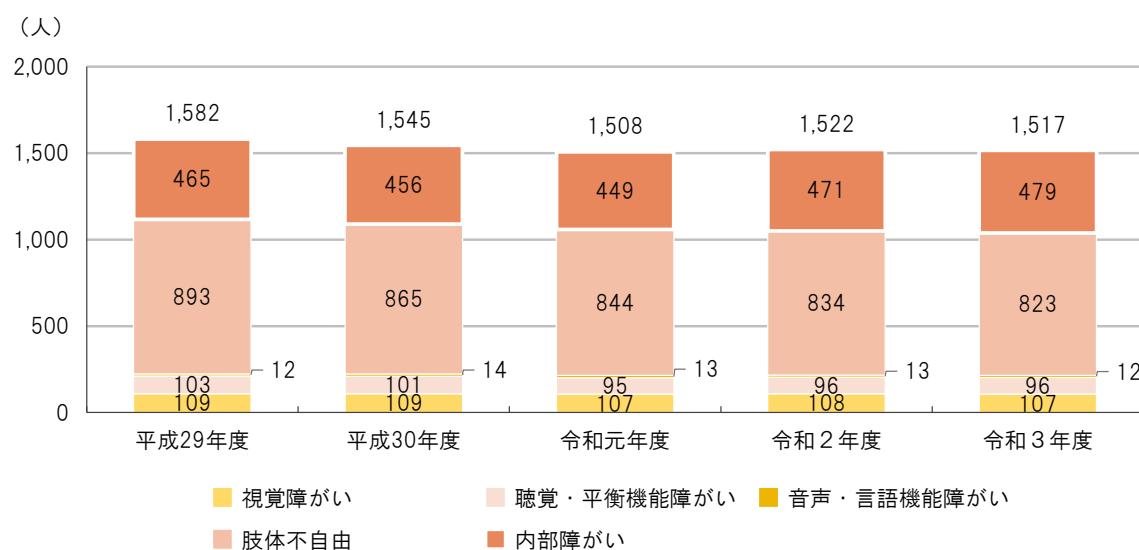
① 身体障がいのある人の状況(身体障害者手帳所持者数の推移)

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では平成29年度の1,582人から令和3年度の1,517人と若干の減少傾向で推移しています。障がい程度別にみると、全ての年度において1級が最も多い、次いで4級の順となっています。(等級は、障がいの重い順に1級から6級までとなっています。)



資料：福祉課（各年度末現在）

障がい種別に見ると、全ての年度において肢体不自由が最も多い、次いで内部障がいの順となっています。

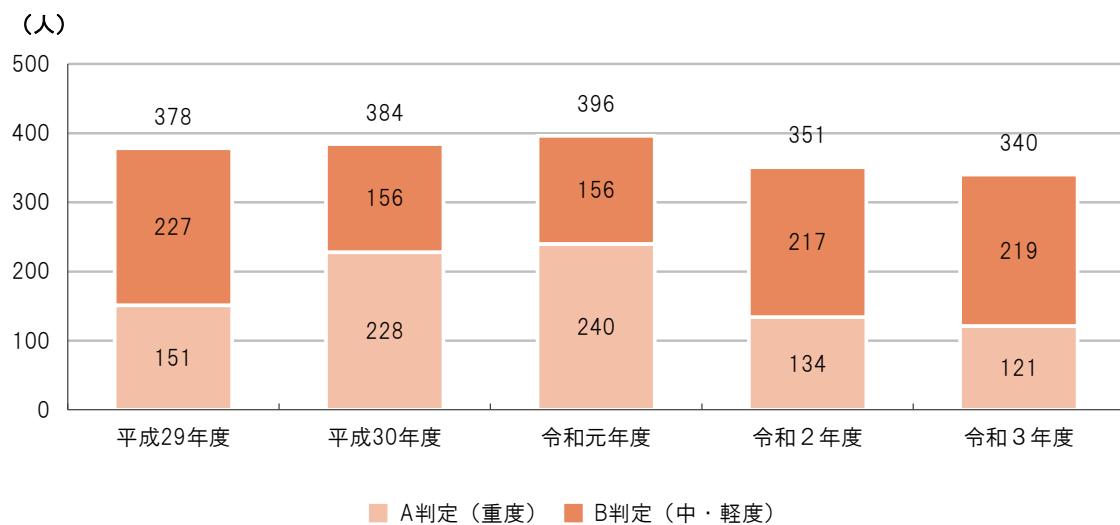


資料：福祉課（各年度末現在）

② 知的障がいのある人の状況（療育手帳所持者数の推移）

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 29 年度から令和元年度にかけて増加していましたが、それ以降は減少傾向となり、令和 3 年度には 340 人となっています。

障がい程度別にみると、A（重度）に比べ、B（中・軽度）がやや多くなっています。

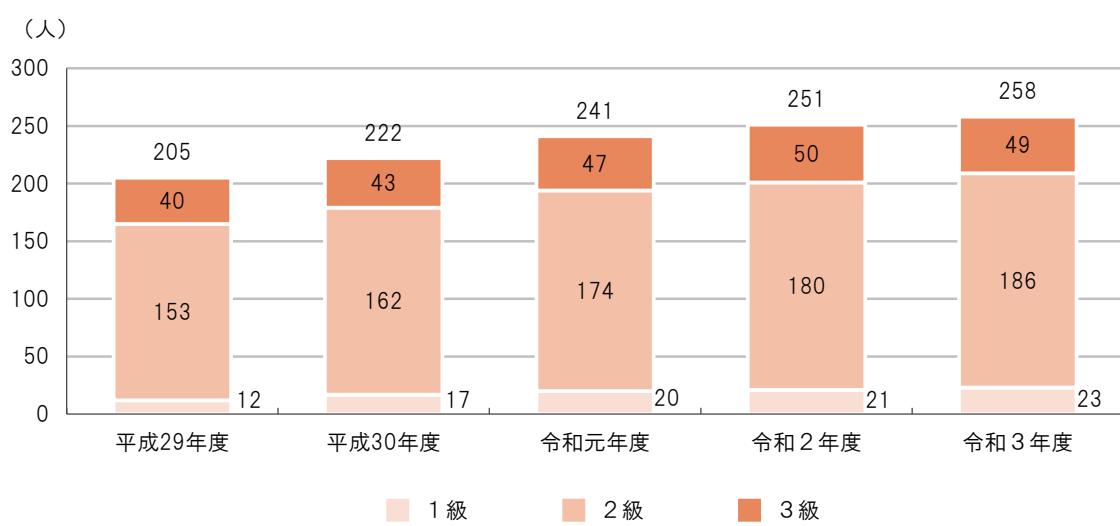


資料：福祉課（各年度末現在）

③ 精神障がいのある人の状況（精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 29 年度の 205 人から令和 3 年度の 258 人と増加しています。

障がい程度別にみると、2 級が多くなっており、令和 3 年度では全体の 72.1% を占めています。（等級は、障がいの重い順に 1 級、2 級、3 級となっています。）



資料：福祉課（各年度末現在）

2 社会資源の状況

(1) 社会福祉施設等の状況

①児童福祉分野

施設の種類	箇所数
保育所	認可
	無認可
認定こども園	4か所
地域子育て支援センター	1か所
放課後児童クラブ	17か所
放課後等デイサービス	5か所

資料：子育て未来課（令和4年6月1日現在）

②高齢者福祉分野

施設の種類	箇所数
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	3か所
グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	5か所
養護老人ホーム	1か所
老人福祉センター	2か所

資料：福祉課（令和4年6月1日現在）

③障がい福祉分野

施設の種類	箇所数
障がい者支援施設(入所)	2か所
障がい者支援施設（通所）	8か所
グループホーム（共同生活援助）	7か所
地域活動支援センター	1か所

資料：福祉課（令和4年6月1日現在）

(2) 地域福祉を支える人・組織の状況

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

現在、少子高齢化や地域社会の変化にともない、地域の課題も複雑多様化し、地域で住民と身近に接し、地域住民と行政との橋渡し役である民生委員・児童委員の役割はますます重要になっており、問題解決能力の向上や、相互のネットワークを強化するなどの活動を行っています。

主な職務は、以下の通りです。

- 住民の生活状態の把握をし、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- 地域の子どもたちや子育て家庭を見守り、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、再発の防止に関する支援等を行うこと。
- 福祉課やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

本市では74人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が4人）が活動しています。

地区名	民生委員・児童委員数 (主任児童委員数)
嬉野地区	44人（2人）
塩田地区	30人（2人）
総数	74人（4人）

資料：福祉課（令和4年4月1日現在）

② ボランティア団体

“共に生きる”という考え方方に立って、自分たちの地域社会を自分たちの手によって明るく住み良いものにしていく活動をしています。嬉野市には下記のようなボランティア団体があります。

嬉野市ボランティア連絡協議会登録団体(令和4年6月現在) 32団体

No.	グループ名	No.	グループ名	No.	グループ名
1	嬉野医療センター附属看護学校 対外活動グループ	12	塩田町民生委員児童委員協議会	23	スコップ三味線ひまわり
2	嬉野グリーンティ手話の会	13	嬉野町民生委員児童委員協議会	24	春加寿の会
3	嬉野市食生活改善推進協議会	14	嬉野豊踊会	25	ビーチアイランダーズ
4	嬉野市シルバー人材センター	15	おはなしどんどん	26	藤優会
5	嬉野市地域婦人連絡協議会	16	嬉愛会	27	フラLico
6	嬉野市手をつなぐ育成会	17	こだま朗読サークル	28	平成22年民生委員OB会 さつき会
7	嬉野市母子保健推進協議会	18	ごましお結びの会	29	ボランティア令和会
8	うれしの男女ネットワーク	19	佐賀相撲甚句会	30	吉田地区女面浮立保存会
9	嬉野地区婦人会	20	塩田絵画教室	31	NPO法人 こだま
10	塩田町老人クラブ連合会	21	塩田町園芸同好会	32	NPO法人 潮高満川（しおた）
11	嬉野町老人クラブ連合会	22	塩田津ふれあいカフェ		

資料：嬉野市社会福祉協議会（令和4年6月1日現在）

嬉野市ボランティア協力校(令和4年6月現在) 13校

No.	学校名	No.	学校名	No.	学校名
1	嬉野高等学校 (嬉野校舎・塩田校舎)	6	大野原小中学校	11	轟小学校
2	うれしの特別支援学校	7	五町田小学校	12	吉田小学校
3	塩田中学校	8	久間小学校	13	大草野小学校
4	嬉野中学校	9	塩田小学校		
5	吉田中学校	10	嬉野小学校		

資料：嬉野市社会福祉協議会（令和4年6月1日現在）

③ 地域コミュニティ

地域コミュニティとは、小学校区を基本の範囲とする住民組織で、地域の住民すべてを対象とし、区、老人会、婦人会、PTA、農業団体、各種NPOなどの団体を含めて組織しています。

隣に住んでいる人がどんな人かよく知らない、といった都会のような人間関係が、嬉野市においても広がりつつあり、また、少子高齢化の進展は避けがたいものがあります。このような社会的環境の変化などにより、地域では、これまで以上に、介護・子育て・防犯・防災・環境その他の多くの課題が増えてきています。

このような状況の中で「地域のことを一番よく知るそこに住む住民自身が、自分たちの地域は自分たちで住みよくする」という意識のもと地域コミュニティが発足しました。

活動内容は多岐にわたり、各部会に分かれて地域のさまざまな課題や理想とする地域像の実現に取り組んでいます。そのため、個別の「地域計画書」を策定して、それぞれのオリジナリティを出すとともに個々の問題点の洗い出しから解決方法、かつ5年後 10 年後を見据えた長期的な計画を示し、地域住民の意識の啓発や活動内容の浸透、そして積極的な参加を促しています。その中には、自主防災組織の設立といった計画等も含まれており、コミュニティと行政とのより一層の協働が不可欠です。

また、各コミュニティ同士による「連携・交流会」も組織され、情報の共有、協力体制の強化が図られています。

各地域コミュニティ運営協議会の紹介

名称	事務局	目標
大草野地区地域コミュニティ運営協議会	大草野研修センター	住みよい元気な大草野
久間地区地域コミュニティ運営協議会	久間地区地域コミュニティセンター	自然と人情豊かな久間のさと
吉田地区地域コミュニティ運営協議会	吉田公民館	すべてのひとが笑顔で暮らせる満足の里吉田
五町田地区地域コミュニティ運営協議会	嬉野市コミュニティセンター 楠風館敷地内	笑顔と会話で心つながる五町田
轟・大野原地区地域コミュニティ運営協議会	轟・大野原地区地域 コミュニティセンター	笑顔と元気の里！轟・大野原
塩田地区地域コミュニティ運営協議会	嬉野市ふれあいセンター	人と人とのつながりがきらりと光る塩田
嬉野地区地域コミュニティ運営協議会	うれしの市民センター内	絆、あふれるまち。手と手をつないでうれしいの

資料：企画政策課（令和4年6月1日現在）

④ 嬉野市社会福祉協議会

嬉野市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。この目的のために、次のような事業を行っています。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への市民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉協議会の主な事業内容

部門	事業内容
地域福祉活動推進部門	<ul style="list-style-type: none">・地区福祉活動への支援・ふれあいサロン事業・介護予防講習会等各種講座の開催（ケアトランポリン健康教室）・各種団体等の育成及び支援・ボランティアセンター事業・嬉野市生活支援体制整備事業・住まいのサポート事業・福祉の出前講座
福祉サービス 利用支援事業部門	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）・総合相談事業・嬉野市福祉資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業・苦情解決事業・生活困窮者自立相談支援事業・中核機関コーディネート機能強化事業
在宅福祉サービス部門	<ul style="list-style-type: none">・介護保険認定外の方へのサービス（生きがいデイサービス）・介護保険にかかる事業・家族介護者交流事業・福祉用具貸出
その他の事業	<ul style="list-style-type: none">・嬉野老人福祉センター管理経営・社会福祉大会開催・福祉バス運行・社協だより発行・ホームページ開設・災害見舞金の交付・備品貸出・共同募金運動事業（赤い羽根、歳末たすけあい募金）・赤十字事業

資料：嬉野市社会福祉協議会

3 各種調査や計画の評価から見た 第2次計画の進捗

基本目標1：ふれあいとつながりの場所づくり

市民がつながる場所づくり

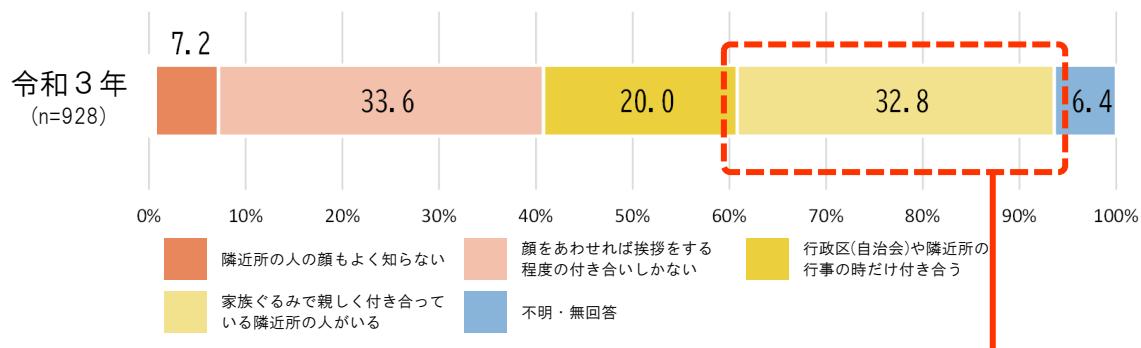
地域における連携の体制づくり

計画期間中の取り組みと成果

- 毎年ニューミックステニスやボッチャの大会を開催しました。また、開催の際にはユニバーサルデザインに対する理解を深めるブースを設けています。
- 「市報うれしの」における福祉サービスの情報提供を行ったほか、市ホームページや行政放送番組「うれしのほっとステーション」、公式LINE等による情報発信を行いました。
- 市内の空き家を改修し地域の居場所として整備したほか、介護予防の体操教室や子ども食堂など、誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の居場所を設けました。

住民アンケートでは

問：あなたはご近所の人とどの程度お付き合いがありますか。



「家族ぐるみで親しく付き合っている隣近所の人がいる」

回答を年代別に
見ると…

20～39歳
13.2%

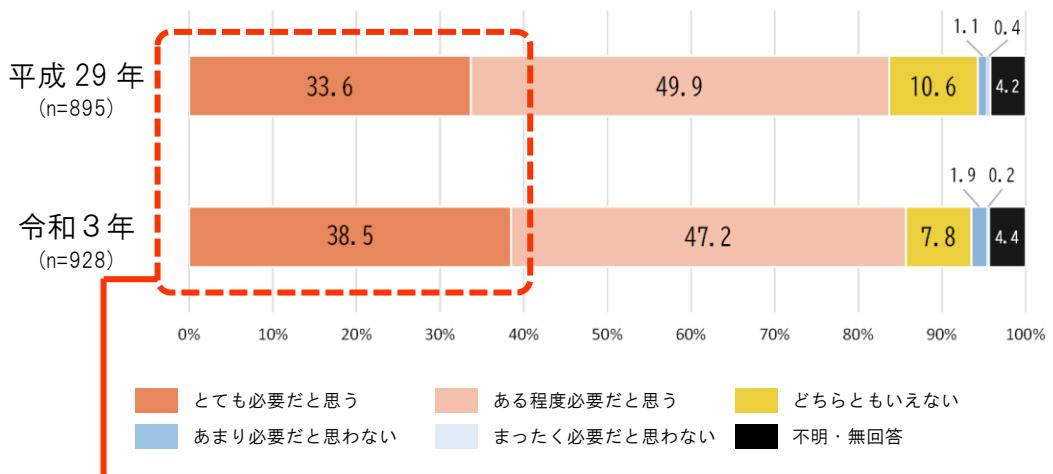
40～59歳
18.0%

60歳以上
45.5%

近所付き合いの程度は、全体では32.8%が「家族ぐるみで親しく付き合っている隣近所の人がいる」と答えています。年代別に見ると年齢が上がるごとにご近所付き合いが深くなっていますことがわかります。また、近所付き合いが希薄な方の理由については、「関わる機会や時間がないから」「あまり知らないから」が多くあげられました。



問：地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支え合いが必要だと思いますか



住民同士の助け合いについて、「とても必要だと思う」が前回調査から増加しており、**住民一人ひとりの助け合いの意識は向上**していることがわかります。

関係団体ヒアリングでは

問：活動を通じて感じる地域の問題点や課題はどのようなものですか。

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への見守りや支援が必要と感じる

61.2%



若い人や子どもが少なく世代間の交流が少ない

67.1%



問：誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことは何ですか。

健康づくりや医療など安心して暮らせる環境づくり

72.9%



地域の人が交流できる場の整備

50.6%



地域の中で孤立してしまいがちな**高齢者**の一人暮らし世帯や、**地域の中で交流する機会の減少**が地域全体に与える影響を懸念している意見が多くあげられました。また、それに関連して「健康づくりや医療」「地域の人が交流できる場の整備」が必要という声が多くあげられました。

基本目標2：安心・安全に暮らしていく体制づくり

支え合える関係づくり

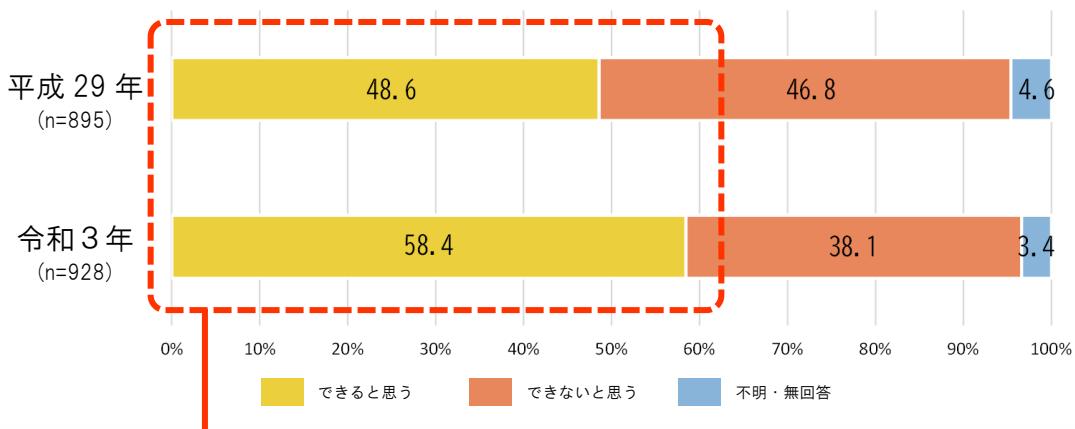
安心・安全を支える体制づくり

計画期間中の取り組みと成果

- 市内全地区において毎年防災訓練を実施しました。
- 関係機関と協力しニセ電話詐欺などによる被害防止のための広報活動を実施しました。
- 小中学生を対象とした交通安全教室や自転車安全教室・点検を実施したほか、老人クラブ代表者会議において交通講話を実施しました。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画書の作成を進め、関係機関と共有しました。
- 災害時における福祉避難所の確保へ向け、市内9か所に協定締結を行いました。
- 嬉野市乗合タクシー(春日線・大野原線)や廃止路線代替バス(上久間線)の運行を開始しました。

住民アンケートでは

問：もし災害などの緊急事態が発生した場合、あなたは適切に避難できると思いますか。



「避難できると思う」と答えた割合が、前回調査から約10ポイント上昇しました。しかし「避難できないと思う」と答えた割合も約38%となっており、こうした方の避難の支援など災害時における支援体制の構築は今後も非常に重要となっています。また、災害時の地区の避難場所の認知度についても、「知っている」の割合が前回調査から10ポイント以上増加して71.2%となっています。

問：地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

危険個所の把握

55.5%



日頃からの隣近所とのあいさつ、
声かけや付き合い

43.8%



問：自分や家族が困ったときに必要な支援・となり近所が困っている時にできる支援

安否確認等の定期的な声かけ・見守り

緊急時や災害時の手助け



災害発生時の備えでは、「危険個所の把握」に続いて「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が多く挙がりました。また、自分や隣近所が困っている時に必要な支援・できる支援については、どちらにおいても、安否確認や手助けといった日頃からのコミュニケーションを活用した地域の支援体制の構築についての意見が多く挙がりました。

関係団体ヒアリングで挙がった意見

問：活動している中で聞く地域の困りごと

- 一人暮らしや高齢者だけの世帯の増加
- 子育てに関する悩み相談や情報交換の場所が必要
- 地域の活動への「無関心」さ
- 世代間の交流の機会が少ない
- 買い物・通院等の移動手段
- 自身の体調や健康に関する不安
- 大雨災害の対応

問：課題の解決のために団体でできること

- 青色防犯パトロールや防災訓練の実施
- 全体的な連絡網づくり
- 福祉サービスを紹介する
- 子どもたちとの交流
- 普段からの声掛けによる関係づくり
- 一人で解決しようとせず、情報を共有して解決へつなぐ
- 高齢者など地域の人たちの居場所づくり



基本目標3：適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

サービスを利用しやすい環境づくり

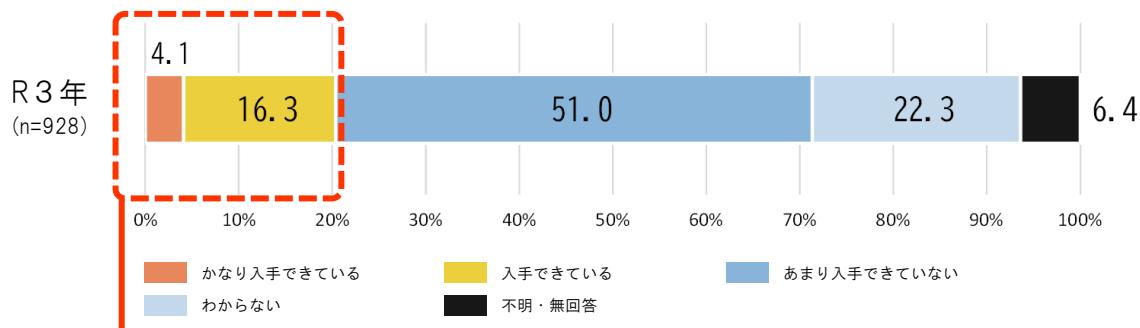
サービス向上の仕組みづくり

計画期間中の取り組みと成果

- 地域包括支援センターの窓口での相談のほか、要望に応じて地域の集まり等に出向き説明・相談の対応を行いました。
- 福祉課内・子育て未来課内において子育てから高齢者・障がい者・生活困窮者・生活保護など総合的な相談支援体制を構築し対応を行いました。
- 子どもセンターを開設し子どもや保護者への支援を行いました。
- 地域包括支援センターと居宅介護支援事業所を中心に関係機関と連携し、研修・事例検討・情報交換を行いました。
- 子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、子どもセンターにおいて、子育て世代の相談体制や支援の充実を行いました。
- 成年後見制度利用促進基本計画に基づいて中核機関を設置し、制度に関する周知を行いました。

住民アンケートでは

問：あなたは、「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できていますか。



福祉サービスに関する情報を「入手できている」※と答えた割合は、20.4%にとどまっており、7割以上の方が思うように情報を入手出来ていないことがうかがえます。

※「かなり入手できている」「入手できている」の合計

問：「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。

20～49歳

インターネット

50歳以上

行政区(自治会)の回覧板

年代を問わず多いもの

広報誌(市報等)・テレビ
ラジオ・新聞・雑誌

問：福祉に関する取り組みの今後の重要度

福祉に関する情報提供・案内の充実

78.1%

高齢者福祉・介護サービスの充実

77.1%

福祉サービスに関する情報の入手先は、年齢を問わず「広報誌(市報等)」や「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が多くあげられました。年齢別にみると、20～40歳代では「インターネット」、50歳代以上「行政区(自治会)の回覧板」のように、世代によって主要な入手先が異なっていることがわかります。また、福祉に関する取り組みの今後の重要度については、情報提供の充実が最も多くなっています。

関係団体ヒアリングで挙がった意見

問：嬉野市が設置している相談窓口を知っていますか

認知症の
専門相談窓口

50.6%

育児や家庭に関する
専門相談窓口

56.5%

- ほかの相談窓口※の認知度が69～89%であったのに対し低い数値となっています。

※ほかの相談窓口

生活困窮・自立支援に関する相談窓口・障がい相談窓口
こころの健康相談窓口・高齢者に関する総合相談窓口
妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口
子育てに関する相談窓口・保健師等による健康相談



問：「再犯防止の取組」「成年後見制度」の内容を知っていますか

「知らない」と答えた割合※

再犯防止の取組

80.0%

成年後見制度

54.1%

今後必要だと思う取組

- 保護司への理解促進・人材の確保
- 地域、地区の理解と見守り
- など

成年後見制度に対する印象

- 誰が成年後見人等になるか不安
- 手続きや利用した場合の効果がわからないなど

※「取り組み名(制度名)は知っていたが内容は知らない」「知らない」の合計

基本目標4：誰もが地域福祉活動に参加できる環境づくり

福祉意識向上の体制づくり

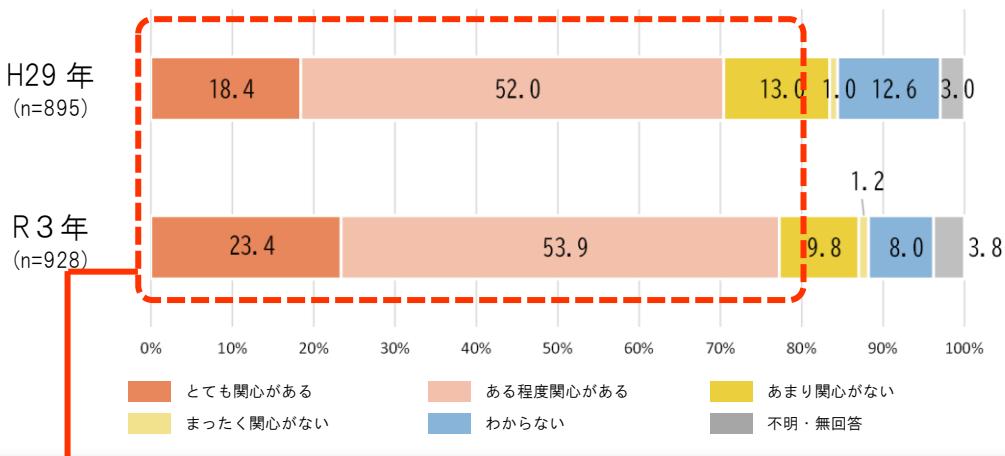
みんなに出番のある地域づくり

計画期間中の取り組みと成果

- 社会福祉協議会においてボランティア団体の登録・広報を行ったほか、活動の広報誌を発行しました。
- 生活支援コーディネーターによるボランティア育成のための講座を行いました。

住民アンケートでは

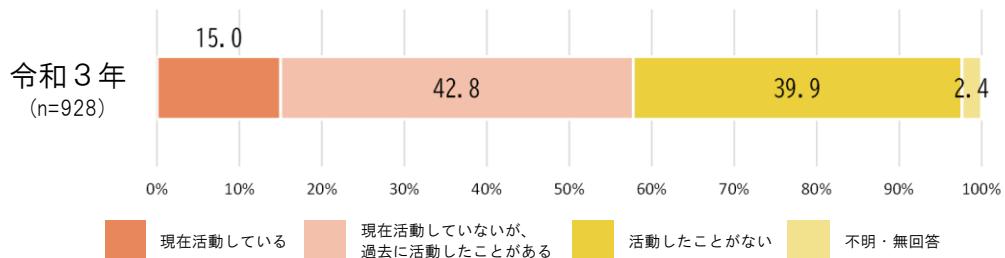
問：あなたは福祉について関心がありますか



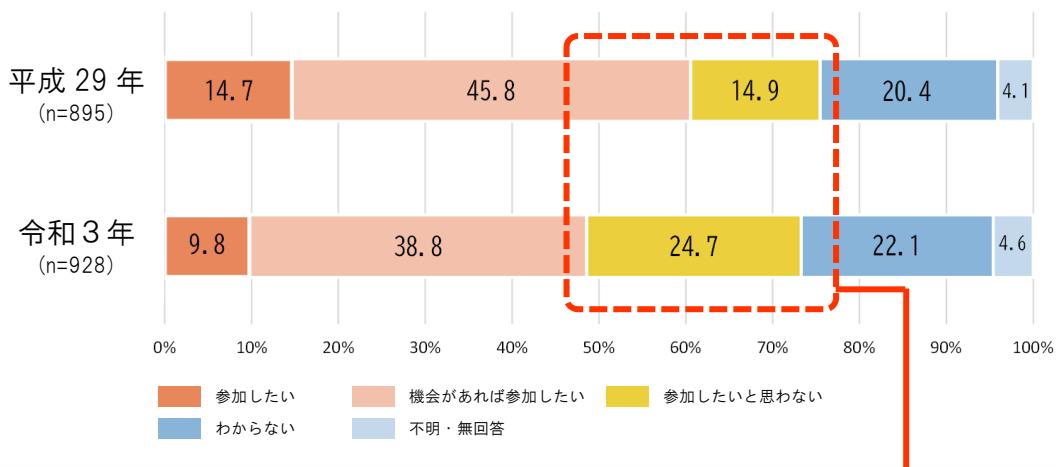
福祉に対して「関心がある」※と答えた割合は、前回調査から増加しており、住民の福祉への関心が向上していることがわかります。

※「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計

問：あなたは、嬉野市で地域活動をしたことがありますか



問：あなたは、今後嬉野市で地域活動に参加したいと思いますか



今後の地域活動への参加意向は、「参加したいと思わない」が平成 29 年から約 10 ポイント増加しており、参加意向の低下が課題になっています。また、地域活動の参加経験がないと答えた方のその理由については、「時間が合わない、時間的な余裕がない」に続いて「どのような行事や地域活動があるかわからない」が続いており、地域でどんな活動が行われているかなどの情報提供が課題となっています。

関係団体ヒアリングで挙がった意見

問：活動を行う上で課題だと感じていること

新たな人材等の確保が難しい

54.1%

リーダーや役員のなり手がいない

45.9%

その他の回答

- メンバーやの参画意識の低下
- メンバーやの高齢化
- 現役世代の無関心など

問：新型コロナウイルスの影響は出ていますか

影響が出ている

74.1%

- 対面での訪問が難しくなった
- 行事の中止が続いた
- 活動ができないなか、広報誌を発行し始めた
- 広い会場を借り、適宜消毒等を行いながら活動を再開している
- リモートでの研修会を開催したなど

4 グループインタビューまとめ

嬉野市の地域福祉に関する団体に対し、グループインタビューを実施しました。地域で活動されている方の視点から見た、本市の課題の概要をまとめています。

基本目標1 ふれあいとつながりの場所づくり	基本目標2 安心・安全に暮らしていく体制づくり
地域の役割の担い手不足や地域の人とのつながりづくりの難しさについての意見が挙がりました。 ■ 民生委員・児童委員のなり手が少ない ▼ ■ 一人暮らしの方で支援が必要そうだが、断られたりして接し方が難しい ▼ ■ 地域の集まりにもなかなか顔を出してくれない方もいる ▼	日常の移動手段や災害発生時の支援体制、避難する際や避難先の心配事についての意見が挙がりました。 ■ 通院や買い物に困っている人が多く移動手段の確保を求める声が多い ▼ ■ 災害時の避難場所などについて情報提供と情報共有が大切 ▼ ■ 避難した際に男女双方からの視点でのケア（心のケアも含め）が必要 ▼
情報提供の充実や、相談窓口の在り方についての意見が挙がりました。 ■ 福祉サービス等の情報について、ホームページ、回覧板だけでなく、地区の話の場や会合等など、伝え方にも工夫が必要 ▼ ■ サービスなどの担当によって担当課が違うため、どこへ相談に行けばいいのか分からず ▼	地域活動で意識していることや、地域の話し合いの場のありたい姿についての意見が挙がりました。 ■ 地域では「あいさつ・声掛け運動」として、あいさつだけでなくコミュニケーションをとるよう心がけている ▼ ■ 集まると課題や困りごとなど暗い話ばかりなので、地域の将来について明るい話ややつてみたいことを話し合える場もほしい ▼



5 第2次計画のまとめと課題

統計資料や住民アンケート、関係団体ヒアリング、グループインタビュー、また前回計画の評価を踏まえ、本計画を策定するまでの課題を基本目標ごとにまとめています。

基本目標1：ふれあいとつながりの場所づくり

- 本市では、人口減少や少子高齢化が進行し、一人暮らしの高齢者世帯など地域の中で孤立しがちな人が増えている一方、地域の中で世代を超えて交流する機会は減っています。住民アンケートでは、住民同士の助け合いについて、「とても必要だと思う」と回答する割合が前回調査から増加しているものの、現実には若い世代ほど近所付き合いなど、地域社会のつながりが希薄になっている傾向があると考えられます。
- 住民一人ひとりの助け合いの意識が向上している中で、こうした思いを具体的に形にしていくために、ふれあいの機会やつながりの場所づくりが求められおり、地域行事等への幅広い世代の参加促進や、子どものころからの地域への愛着の醸成などを推進する必要があります。
- 生きがいづくりとあわせ、積極的に地域活動に取り組む元気な高齢者等の人材確保と居場所づくりをすすめるとともに、対象を限定しない多世代交流の拠点整備の検討が必要です。

基本目標2：安心・安全に暮らしていく体制づくり

- 全国的に自然災害の甚大化、頻発化が懸念される中、住民アンケートでは、災害などの緊急事態が発生した場合、「避難できないと思う」と答えた人が4割近くいました。日ごろから障がいのある人や一人暮らし高齢者などの把握を行うとともに、避難の支援など災害時における支援体制の構築が非常に重要となっています。
- 災害発生時に、スムーズに助け合い、支え合うためには、日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合いが大切であり、こうしたコミュニケーションを活用した地域の支援体制の構築が求められます。
- さまざまな巧妙な手口で金品をだまし取る特殊詐欺や悪徳商法、サイバー犯罪に住民が巻き込まれないよう警察等と協力して啓発に取り組む必要があります。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを引き続き推進していく必要があります。
- 保護司に関する理解促進・人材の確保、地域の理解と見守りなどの再犯防止の取り組みについても理解促進を進めていく必要があります。

基本目標3：適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

- 住民アンケートでは、福祉サービスに関して7割以上的人が思うように情報を入手出来ていない一方、情報提供の充実を求める声が非常に多いことがわかりました。また、福祉サービスに関する情報の入手先は、20～40歳代では「インターネット」、50歳代以上では「行政区(自治会)の回覧板」が比較的多いなど、世代によって主要な入手先が異なっていることから、よりきめ細かい情報発信の手段と伝え方の整備が必要になっています。
- さまざまな相談を気軽にできる体制づくりを進め、相談窓口間の連携強化等に取り組む一方、地域課題が複雑・多様化していることやコロナ禍における教訓を踏まえ、デジタルを活用した医療・介護・地域の関係者の情報連携について検討する必要があります。
- ひきこもりの人の社会参加に向けた伴走的な支援や、親類や縁者のいない認知症高齢者や親亡き後の障がい者等の支援のあり方も引き続き検討を重ねていく必要があります。生活困窮者への自立支援についてはコロナ禍の影響など実態を把握し、総合的な支援体制を整備する必要があるほか、成年後見制度についても、制度に関する周知や市民後見人の育成に取り組んでいく必要があります。

基本目標4：誰もが地域福祉活動に参加できる環境づくり

- 住民アンケートでは、福祉に対して「関心がある」と答えた割合は、前回調査から増加しており、住民の福祉への関心が向上していることがわかります。ただ、地域活動への参加経験がない理由として、「時間が合わない、時間的な余裕がない」に続いて「どのような行事や地域活動があるかわからない」を挙げる人が多く、地域のボランティアやNPOなどの活動内容の積極的な情報提供に取り組み、参加につなげていく必要があります。子どもたちから福祉の心を育むため、学校教育における福祉教育も重要です。
- 地域福祉活動の課題としては、新たな人材等の確保、リーダーや役員のなり手不足解消、メンバーの参画意識の向上などが挙げられます。メンバーが高齢化し固定化する傾向が強まる中で、幅広い世代の関心を集め、参加しやすいと思ってもらう環境づくりが求められます。さらに、地域における問題解決に関わる住民意識を高め、地域力の向上を図ることが必要です。
- コロナ禍で地域福祉活動が制約を受ける一方、新しい広報誌の発行や、リモートでの研修会開催などさまざまな工夫がなされました。こうした実績を参考にしながら、誰もが参加できる新たな地域福祉活動のあり方を追求する必要があります。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

前期計画では、「ひとり暮らしの方、高齢者や若者、また障がいのあるなしにかかわらず、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに尊重し合いながら、ともに生きる暮らしを実現するためには、すべての市民がともに支え合い、お互いを思いやる心を持つことが大切」という認識のもと、『生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち うれしの』を基本理念としています。

本計画においても、基本理念を引き継ぎ、理念の実現に向けてさらなる取り組みを推進します。

生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる 福祉のまち うれしの



2 取り組みの共通視点

地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の推進

本計画の計画期間中の取り組みは、「地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の推進」を共通の視点として取り組みます。近年、地域で聞かれる課題や困りごとが複雑化・複合化している中で、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった属性で分かれた支援体制だけでは、複合している課題や制度の狭間への対応が困難な状況となっています。本市においては、重層的支援体制整備事業の将来的な実施を見据えて、既存の相談支援や地域での支え合いの取り組みを進めることで、地域の課題を包括的に支援できる体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。

3 計画の基本目標

基本理念である「生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち うれしの」の実現に向け、取り組みを3つに分類し、それぞれの取り組む方向性として、基本目標を設定します。

基本目標1 ふれあいとつながりによる福祉の基盤づくり



本市に暮らす誰もが、住み慣れた地域で繋がりを持ちながら生活していくために、「ふれあい」「つながり」といった身近なところで関係を気づくことは、地域福祉の重要な基盤となります。ご近所の顔を知る、気に掛けるといったささいなことから、地域で活動する機会の創出、団体への支援など、本市で暮らす一人ひとりがつながりをもって周囲を気にかけあう、「福祉の心」を育みます。

基本目標2 ともに協力しあう安心・安全な地域づくり



年齢や世代の違いや障がいの有無に関わらず、本市に暮らす住民の誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる地域の実現のためには、地域を支える多様な担い手がそれぞれの役割を持ち、連帯感を持っていくことが重要です。地域の困りごとや課題が適切な支援へつながるよう、福祉団体や行政、社会福祉協議会などのネットワーク体制の強化を進めるほか、災害などの発生時に適切な対応ができるよう日頃からの備えや情報の共有など、どんな時も安心・安全に暮らせる地域の連携体制を整えます。また、地域において誰もが安心して暮らしていくよう、再犯防止の取り組みも推進します。

基本目標3 課題に寄り添い解決する包括的な支援体制づくり



本市の住民一人ひとりが必要な時に適切な福祉サービスの提供・利用ができるようにするために、サービスに関する情報の周知から相談対応、そしてサービス提供まで、課題を抱える人に寄り添った柔軟な対応が必要です。世代にあわせた情報発信手段の充実や窓口だけでない利用しやすい相談支援体制、福祉関係課の連携などによる支援体制の構築のほか、権利擁護や成年後見制度の利用促進の取り組みも推進していきます。

4 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み		共通視点
生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち うれしの	基本目標1 ふれあいとつながりによる福祉の基盤づくり	1 福祉意識を育てる教育・啓発	(1) 福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進		地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の推進
			(2) 身近な情報の活用		
		2 誰もがつながりをもつ場所や機会づくり	(1) ふれあいの充実		
	基本目標2 ともに協力しあう安心・安全な地域づくり		(2) 交流の場の確保		
		3 地域で活躍する人材の育成	(1) 地域団体活動の促進		
			(2) ボランティア活動の推進		
		1 ともに協力しあう関係づくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた連携強化		
			(1) 防犯体制・交通安全対策の推進		
		2 安全・安心を支える体制づくり	(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化		
	基本目標3 課題に寄り添い解決する包括的な支援体制づくり		(3) 誰もが暮らしやすい環境の整備		
		3 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)	(1) 関係機関との連携強化とサービスの適切な提供		
			(2) 就労・住居の確保		
			(3) 広報・啓発活動の促進		
		1 わかりやすく利用しやすいサービス環境づくり	(1) 包括的な相談支援体制の整備		
			(2) 情報提供の充実		
	基本目標3 課題に寄り添い解決する包括的な支援体制づくり	2 福祉サービスの向上	(1) 福祉サービスの充実		
			(2) 生活困窮者への自立支援の充実		
		3 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画含む)	(1) 権利擁護・苦情解決の推進		
			(2) 成年後見制度の利用促進		

第4章 施策の展開

基本目標 1

ふれあいとつながりによる福祉の基盤づくり

関連する SDG's



1 福祉意識を育てる教育・啓発

(1) 福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進

取り組み方針

- 若い世代を含めた住民同士がふれあえる場や機会づくりを促進していきます。
- 福祉や人権について、自ら考え地域で協力できる意識づくりを進めます。
- 高齢者や障がいのある人、子ども、子育て家庭など、同じ環境にある人同士のふれあいや、世代間の交流を促進していきます。

一人ひとりの心がけ



- 福祉や人権に関わるさまざまな問題に关心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に積極的に参加し理解を深めましょう。
- 広報誌やパンフレットなどをきちんと読み、正しい知識を得ましょう。
- 地域福祉について家族の間で話し合う時間をつくりましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 地域にある施設や人材を活かし、福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修等を開催しましょう。
- 地域の中で福祉に関して話をする機会をつくりましょう。
- 企業は障がいのある人に対する法定の雇用率を守るよう努めましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">●学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉教育を進めます。	福祉課 学校教育課
<ul style="list-style-type: none">●福祉について身近な話題をテーマとした講演会等を開催し、福祉教育や人権教育の充実を図ります。内容を誰もが参加できるよう充実させていくとともに、小規模で複数開催といった開催方法についても検討していきます。	福祉課
<ul style="list-style-type: none">●企業に障がいのある人に対する法定の雇用率を守るような広報・啓発を、関係機関との連携のもと推進します。	福祉課
<ul style="list-style-type: none">●ボランティア活動や福祉活動を行う団体や個人のPRを通じて、地域福祉活動の大切さを広報・啓発します。	福祉課

(2) 身近な情報の活用

取り組み方針

- 地域の各種活動や交流を通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報を共有・活用する仕組みを構築します。
- 世代ごとに情報を手にする手段が異なることから、世代にあわせて必要な情報が届くよう、情報の提供の充実を進めます。

一人ひとりの心がけ



- 地区の広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。
- 地域の情報に关心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。
- ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、区長や民生委員・児童委員などを中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。
- 地域の活動や行事を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの情報を地域の中で共有しましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">● 個人情報の管理について、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
<ul style="list-style-type: none">● 各地区の地域活動について情報提供を行います。従来の情報誌や広報だけでなく、市公式のSNSを活用するなど、情報を必要としている人に的確に届くようさまざまな媒体を活用し充実を図ります。	企画政策課

2 誰もがつながりをもつ場所や機会づくり

(1) ふれあいの充実

取り組み方針

- 若い世代を含めた住民同士がふれあえる場や機会づくりを促進していきます。
- 高齢者や障がいのある人、子ども、子育て家庭など、同じ環境にある人同士のふれあいや、世代間の交流を促進していきます。

一人ひとりの心がけ



- 地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょう。
- 地域の行事や活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 地域の中で積極的に、あいさつや声かけ・見守りを行いましょう。
- 気軽にさまざまな住民が参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。
- 行事・イベントのときなど、隣近所で声かけをし、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。
- 若い世代や転入者と話す機会を増やし、受け入れやすい体制や雰囲気をつくりながら、地域への関心を高めましょう。
- 各地域合同での行事やイベントを行い、地域間の交流を進めましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">ユニバーサルデザインの観点で、誰もが気軽に参加しやすい地域でのふれあい、交流の機会、行事やイベント等の開催の機会を関係団体と協力し促進します。	企画政策課
<ul style="list-style-type: none">地域合同での行事やイベント、地域活動等について、情報を集約し広報やホームページなどを通じて情報提供の充実を図ります。	広報・広聴課

(2) 交流の場の確保

取り組み方針

- 地域の施設を有効に活用し、幅広い世代の交流活動や福祉活動の拠点づくりを促進していきます。
- 身近な地域において、高齢者や子ども、障がいのある人など誰もが広く利用し、気軽に交流を深めることができる場をつくっていきます。

一人ひとりの心がけ



- 公民館や研修センターなど身近な地域の施設で行われる、交流活動や集いの場に参加してみましょう。
- 公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 公民館や研修センターなどの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
- 地域の高齢者と子どもを交えた行事等の開催や各種イベントを行うなどの世代間交流、また高齢者同士、親同士といった横のつながりの交流など、さまざまなふれあいの場をつくりましょう。
- 学校や福祉施設などの既存施設を、地域の活動の場として開放したり、地域の交流や団体活動の場として活用しましょう。

行政が取り組むこと（公助）

取り組み内容	担当課
● 地域住民の交流の場、活動の場として、それぞれの地域にある研修センターやコミュニティセンター等の公共施設の利用を促進します。	企画政策課
● 生活支援コーディネーター等と連携し、ニーズの把握と協力事業者との調整を行い地域の居場所づくりに努めます。また、地域の居場所については、市民が気軽に利用できるよう、情報を市民に発信します。	福祉課

3 地域で活躍する人材の育成

(1) 地域団体活動の促進

取り組み方針

- 地域コミュニティや民生委員・児童委員などの福祉に関わる団体の活動内容の周知などを行い、地域のさまざまな団体の活動の促進を図ります。
- 地域のさまざまな団体と連携し、地域の各種活動や交流を通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報を共有・活用する仕組みを構築します。

一人ひとりの心がけ



- 地域のさまざまな団体の活動に关心を持ち、参加しましょう。
- 困ったことがあつたら、すぐに相談しましょう。
- 地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 地域内で困っている人がいたら積極的に相談にのり、必要な手段を講じましょう。
- 地域や市内において活動しているほかの団体の情報を収集したり、交流したりして活動の幅を広げましょう。
- 活動内容の充実やPRを行い、市民の参加を促進しましょう。
- 団体間の連携・交流を進めましょう。
- 地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉に関わるさまざまな団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。	福祉課
<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉推進にむけ、社会福祉協議会や地域コミュニティ、民生委員・児童委員とは特に緊密に連携し、それぞれの活動の目的や役割を明確にすることで、地域における多様な主体が的確に機能できる環境を整えます。	福祉課

(2) ボランティア活動の推進

取り組み方針

- 市民がボランティアやNPOなどの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供の充実や活動しやすいしくみづくりを進めます。
- 既存のボランティア活動やNPOが活動を充実させていくよう、活動のフォローアップを行います。

一人ひとりの心掛け



- まずは自分から積極的にできることを行い、「ちょっとボランティア」を心がけましょう。
- 地域のボランティア活動や自治会活動などの地域で行われている活動に関心を持ち、自分のできるボランティア活動をみつけ、参加しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- ボランティアに関する学習会を開いたり、自分たちが行っているボランティア活動の内容等について情報を発信しましょう。
- 学校のボランティア活動と連携した取り組みや活動を進めましょう。
- 団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けましょう。
- 嬉野市社会福祉協議会ボランティアセンターを充実させ、ボランティアの育成や活動支援に取り組みましょう。
- ボランティア団体同士が連携して、よりよい活動を展開しましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
●それぞれの団体が活動の幅を広げていくことができるよう、ボランティアやNPO活動の実態を把握し、活発に活動している団体についての情報を発信します。また、活動の場の提供などの支援を行います。	福祉課
●ボランティアやNPO等に関する情報を提供し、市民の参加を促進します。	福祉課
●研修への講師の派遣など、ボランティア育成のための支援を行います。	福祉課

基本目標 2

ともに協力しあう安心・安全な地域づくり

関連する
SDGs



1 ともに協力しあう関係づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた連携強化

取り組み方針

- 地域コミュニティなどの地域活動への支援や推進、社会福祉協議会の地域支援、関係者のネットワークづくりなど、地域で支え合う取り組みを推進します。
- 生活支援体制整備事業の第1層、第2層協議体を中心として、援護を必要とする市民やその家族を地域ぐるみで温かく見守ることができる地域共生社会の構築を目指します。

一人ひとりの心がけ



- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。
- 地域の民生委員・児童委員を把握し、活動に関心を持ちましょう。
- 地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 民生委員・児童委員など、地域全体で連携・協力して、見守り活動を行いましょう。
- 地域でひとり暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を把握するとともに、地域内で問題を発見したときの相談・連絡のための連絡網をつくりましょう。
- 地域の中で見守り活動を組織的に進めていくために、見守りネットワークの構築・強化について話し合う場を設けましょう。
- 各地区の地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を中心として住民の相談や課題を解決できる支援体制を地域で創っていきましょう。

行政が取り組むこと（公助）

取り組み内容	担当課
● 地域における支え合い・助け合いのネットワークの構築・強化に向けて関係団体を支援するとともに、情報提供や啓発活動を進めます。	福祉課 企画政策課
● 地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動や活動に携わる民生委員・児童委員などの役割について住民に周知し、活動への理解を求めます。	福祉課
● 地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動における個人情報の取り扱いや守秘義務を守ることに関する啓発を図ります。	総務・防災課 福祉課
● 生活支援体制整備事業において、各地区や団体の活動について把握し、住民主体のボランティア活動として可能なものについては、地域コミュニティや社会福祉法人などと連携しながらサービス実施に向けて検討していきます。	福祉課
● 高齢者や障がいのある方、子育て中の方をはじめとするすべての方が孤立せず安心して暮らせる地域をつくるため、制度の枠組みにとらわれない連携体制の構築を行います。	福祉課

2 安全・安心を支える体制づくり

(1) 防犯体制・交通安全対策の推進

取り組み方針	<ul style="list-style-type: none">子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。
--------	--

一人ひとりの心がけ



不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、周りの人や警察、市役所に連絡・相談しましょう。

- 登下校時の子どもに、積極的に声かけをしましょう。
- 市民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合いましょう。

- 不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
- 学校やPTAなどの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。
- 子どもの見守り等の活動をさらに推進しましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
● 警察署をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、市民の安全確保のための施策を推進します。	総務・防災課
● 市民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報誌での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。	総務・防災課
● 交通事故の犠牲者となりやすい高齢者や幼児等には、交通安全専門指導員による交通安全教室を行い、交通弱者による交通事故の未然防止に取り組んでいきます。	総務・防災課
● 体験型の交通事故防止対策を進めます。	総務・防災課
● 街灯や見通しの悪い場所へのミラーの設置等を検討します。	総務・防災課 建設課

(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化

取り組み方針

- 地域の中で、日ごろから障がいのある人やひとり暮らし高齢者などの把握を行うとともに地域における自主防災組織の設置・強化、防災訓練の実施など、住民が協力して地域の安全に取り組む環境づくりを進めます。

一人ひとりの心がけ



- 災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
- 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、災害時には協力しましょう。
- 災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。
- 自分の身は自分で守るという意識を持っておきましょう。
- 自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 各地域における自主防災組織の設置に努め、積極的に参加しましょう。
- 危険箇所等の点検調査や防災訓練の実施、防災マップ等の作成等、地域で防災対策を講じましょう。
- 要援護者マップを作成するなど、子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要援護者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。
- 高齢者や障がいのある人も参加して、日ごろから地域単位で防災訓練を行いましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
● 避難行動要支援者の情報を民生委員・児童委員、消防署、警察署の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。また、個別避難計画の策定を推進していくため、策定方法について関係機関と検討を進めます。	福祉課
● 災害別の避難場所や避難経路の周知、講座や広報誌等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。	総務・防災課
● 自主防災組織において実施している防災訓練について、いかなる災害が発生した場合でも適切な対応ができるよう、訓練内容の多様化や地区を変えての実施を行い、一人ひとりの防災意識を高めます。	総務・防災課
● 防災ボランティアの育成を推進するとともに、現在活動している災害ボランティアの活動の周知に努めます。	総務・防災課
● 避難所において避難行動要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等を対象とした福祉避難所の確保に努めます。	福祉課

(3) 誰もが暮らしやすい環境の整備

取り組み方針

- 若年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 高齢者や障がいのある人などのいわゆる交通弱者が外出に困ることのないよう、移動手段を確保し社会参加を促進していきます。

一人ひとりの心がけ



- 高齢者、障がい者等すべての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけましょう。(障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど)
- 高齢者や障がい者等の移動を手助けしましょう。
- 公共交通機関や乗合タクシーを積極的に利用しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 地域で道路等の危険箇所を把握し、行政へ知らせましょう。
- バリアフリーの必要な箇所について情報を収集し、行政等とともに改善を図っていきましょう。
- 地域のニーズに合わせて、ボランティア等で移動支援の体制を構築できないか、検討してみましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設や公民館などのトイレ等のバリアフリー化を進めます。 	財政課 文化・スポーツ振興課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がいのある人に配慮した、安全な道路環境の整備に努めます。また、公共施設等について、ユニバーサルデザインの視点に基づいて、計画的に整備していきます。 	建設課 財政課
<ul style="list-style-type: none"> ● 市報やホームページ等を活用して、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知し、市民の認識を深めていきます。 	企画政策課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がいのある方など、移動が困難な人のニーズを把握し、現在行われている移動支援の在り方の検討や、新たなボランティア等での移動支援体制の構築に努めます。 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の意見を反映し、乗合タクシー等、公共交通の利便性の向上を図るとともに、より効率的な公共交通システムの構築に向けて検討を進めます。 	新幹線・まちづくり課
<ul style="list-style-type: none"> ● 「嬉野市地域公共交通計画」等の周知・推進を図ります。 	新幹線・まちづくり課

3 再犯防止の推進（地方再犯防止推進計画）

地方再犯防止推進計画の概要

佐賀県における刑法犯認知件数は、平成 15 年をピークに令和元年 3,400 件、令和 2 年 3,069 件、令和 3 年 2,821 件と減少傾向にあります。しかし、佐賀県内における刑法犯及び特別法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯率）は 50% 前後で推移し、佐賀県だけでなく全国的にも「再犯の防止」は重要な課題となっています。

そのような中で、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める」ことが明記されました。

よって「3 再犯防止の推進」は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として本計画内に盛り込むこととします。

本市における再犯防止の取り組みに関する現状と課題

- 本市においては、平成 28 年に県内で最初に犯罪被害者支援条例を制定し、嬉野市発足時の「ひとにやさしいまちづくり」の基本理念の基づき、犯罪被害者への支援体制の構築を進めてきました。
- 再犯防止の取り組みを推進する保護司会、更生保護協会、BBS 連盟への活動支援補助のほか、「社会を明るくする運動」を通した地域住民への理解及び普及啓発、また、民生委員・児童委員協議会との情報共有、保護観察所等関係機関との連携強化を進めています。
- 今後の課題として、「貧困や疾病、障がい、アルコールや薬物への依存等、複数の負因を抱えている人に対する支援を行う関係機関相互の情報連携不足」「再犯防止の取り組みに関する地域社会の理解が進んでいない」「犯罪をした者等の円滑な社会復帰のためには、就労の確保が必要不可欠であるが、協力雇用主による雇用に結びつきにくい」「保護司のみならず地域の民間ボランティアのなり手が不足している」が挙げられます。

今後の取り組みにおける重点項目

- (1) 関係機関との連携強化とサービスの適切な提供
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 広報・啓発活動の促進

(1) 関係機関との連携強化とサービスの適切な提供

取り組み方針

- 更生を地域全体で支えていくため、関係機関との連携を強化します。
- 罪を犯した人が福祉や医療サービスが必要な場合に、適切に受けることができるよう体制を整備します。
- 学校や地域における非行の未然防止に向けた支援に取り組みます。

地域や関係団体で取り組むこと



- 罪を犯した人の社会復帰の支援や再び罪を犯すことを未然に防ぐため、地域の関係機関や国、県の公的機関等との連携を強化しましょう。
- 保護司会や警察、学校などの連携を中心として、困難を抱える青少年のさまざまな問題について、指導・支援を行いましょう。

行政が取り組むこと

取り組み内容	担当課
●自立した生活が困難な出所者等が出所後速やかに支援を受けることができるよう、関係機関と連携し調整を行います。	福祉課 総務・防災課
●国の関係機関及び県や近隣市町、民間協力者等と連携強化を図り、対象者を各施策の窓口につなぐための体制を構築します。	福祉課 総務・防災課
●市全体での再犯防止の推進に向け、保護司会をはじめとした地域の関係機関と連携し再犯防止推進協議会の設置と施策の検証及び定期的な情報共有を行います。	福祉課 総務・防災課
●保護司会、更生保護協会、BBS連盟等に対し、継続した活動支援を行います。	福祉課
●保護司適任者を推薦するなど、保護司会に情報提供を行とともに、市民に対しても広報活動を行うことで、人材の確保と育成を支援します。	福祉課
●非行防止と健全育成に向けて、小中学校におけるスクールカウンセラー等の相談支援を行います。	学校教育課

(2) 就労・住居の確保

取り組み方針

- 罪を犯した人が安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し就労や住居の確保の支援を行います。

地域や関係団体で取り組むこと



- 企業や事業所は、協力雇用主について理解し、協力しましょう。

行政が取り組むこと

取り組み内容	担当課
● 県が実施している「レッツ・チャレンジ雇用事業」を始めとした事業の情報を発信し、就業の機会の提供に努めます。	福祉課
● 高齢者や障がいのある者など社会的に孤立しやすい傾向のある方に対し、専門的な知識や経験に基づき、関係機関が連携して切れ目のない支援を行うとともに、就労相談や就労支援、協力雇用主としての理解や協力についての働きかけを行います。	福祉課
● 生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。	福祉課
● 改善更生に協力する協力雇用主が増加していくよう、その意義などを周知することで新規開拓に努めます。	福祉課
● 広報や市ホームページなどを活用し、公営住宅の募集状況などについて情報提供を行います。	建設課

(3) 広報・啓発活動の促進

取り組み方針

- 地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

一人ひとりの心がけ



- 「社会を明るくする運動」などを通して、更生保護への理解を深めましょう。
- 非行防止や健全育成に向けて、地域で子どもを見守り、育てる意識を持ちましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 再犯防止の取り組みが多くの市民に周知されるよう、「社会を明るくする運動」強調月間等において、関係機関と連携して取り組みを進めましょう。

行政が取り組むこと

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">● 「社会を明るくする運動」強調月間をはじめとして、関係機関との連携のもと、再犯防止の取り組みを市報やホームページ、SNS 等を活用し、多くの市民に周知をすることで、再犯防止に向けた地域の理解を広げます。	総務・防災課
<ul style="list-style-type: none">● 保護司会などが実施している再犯防止や非行防止、健全育成に関する活動を支援します。	福祉課

基本目標3

課題に寄り添い解決する包括的な支援体制づくり

関連する
SDGs



1 わかりやすく利用しやすいサービス環境づくり

(1) 包括的な相談支援体制の整備

取り組み方針

- 相談窓口間の連携を強化するだけでなく、支援していく機関とも連携することで、多様で複雑な課題をスムーズに解決できる体制づくりを進めます。
- 市や地域における関係機関や団体などが連携を図りながら、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

一人ひとりの心がけ



- 困りごとや不安を抱え込まないで、市の相談窓口や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長などに気軽に相談しましょう。
- 周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介してあげましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、区長などは、身近な地域の相談役として活動しましょう。
- 地域の困りごとを解決できるよう、地域の中だけでなく、行政や社会福祉協議会や専門機関など、さまざまな連携体制をつくりましょう。

行政が取り組むこと（公助）

取り組み内容

担当課

● 悩みを抱えた人へ相談窓口の周知を進めるとともに、制度の狭間の課題に包括的に対応できるよう、各相談窓口の連携体制や多機関協働の支援体制を構築します。	福祉課
● 福祉に関する問い合わせや相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関や部署につなぐ総合的な相談支援体制を整備します。	福祉課
● 多様な相談内容に対応できる体制としてワンストップサービスへの取り組みを推進します。	福祉課
● 虐待の早期発見、自殺予防対策やひきこもり状態にある方やその家族等からの相談を受けることができるよう、アウトリーチ型の相談体制の構築に向けて調整を進めます。	福祉課
● 子育て支援センターや地域包括支援センターなどの分野ごとの専門相談機関や身近な地域の相談先について、市民への周知と利用促進に努めます。	子育て未来課
● 研修等により各種相談員の資質向上を図ります。	福祉課 子育て未来課
● 行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、医療機関などが集まって、個別ケースについて話し合う機会を充実するとともに、情報の共有及び連携を図ります。	福祉課

(2)情報提供の充実

取り組み方針

- 市民誰もが福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

一人ひとりの心掛け



- 広報誌や社協だよりに目を通す習慣を身につけましょう。
- 福祉制度やサービス等に关心を持ち、情報を収集しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 高齢者世帯やひとり暮らし高齢者と連絡を密にし、情報を伝えましょう。
- 地域の区長、民生委員・児童委員などは、福祉サービスや福祉活動に関する情報を伝えましょう。
- 地域活動や行事など身近な場における情報を伝えましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
●地域に出向いて、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明する機会を設けます。	福祉課
●広報誌やホームページだけでなく市公式のSNSの活用など、状況に応じて適切な媒体を活用することで、福祉サービスや制度、相談窓口やイベントといった福祉に関するさまざまな情報が行き渡るよう努めます。	福祉課
●広報誌やパンフレットなどの紙媒体での情報については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫します。	福祉課
●各種団体との連携強化を図り、情報交換の実施や勉強会等の支援を行います。また、対面だけでなく、ICTを活用したオンラインでの情報交換の場を設けるなど、さまざまな場面に対応できる連携体制を整備します。	福祉課

2 福祉サービスの向上

(1) 福祉サービスの充実と向上

取り組み方針

- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスの提供やサービスの質の向上を図ります。
- 生活困窮者自立支援制度に基づくサービスの提供を進めます。
- 福祉サービスに関するさまざまな苦情・相談を受けた際には、他の相談窓口と連携し、適切に対応します。

一人ひとりの心がけ



- 自分の生活にかかる福祉サービスに关心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
- 福祉サービスについて気になることがあれば、相談窓口に連絡しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員等は積極的に研修会等に参加し、市民への情報提供を行いましょう。

行政が取り組むこと（公助）

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">● ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅や施設サービス、住環境等の確保・充実を図ります。	福祉課 建設課
<ul style="list-style-type: none">● 地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実と関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援体制の構築を推進します。	福祉課
<ul style="list-style-type: none">● 障がいのある人の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るために、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実を図ります。	福祉課
<ul style="list-style-type: none">● 子育て中の親が交流したり、気軽に相談できる場として、ファミリー・サポート・センターやこどもセンターの周知に努めるとともに、各センター間の連携や健康づくり分野、福祉分野との連携を強化することで、切れ目のない子育て支援体制を構築します。	子育て未来課
<ul style="list-style-type: none">● 保健・医療・福祉専門職の研修会・勉強会を開催するとともに、講師の派遣などさまざまな専門職同士の情報交換・共有や連携の強化を支援します。	福祉課 健康づくり課
<ul style="list-style-type: none">● 多機能型サービスや福祉サービスを総合的に提供する共生型サービスの推進に向け、事例収集と検討を進めます。	福祉課 子育て未来課

(2) 生活困窮者への自立支援の充実

取り組み方針

- 生活困窮者自立支援制度に関する市民への周知を図ります。
- 関係機関と連携し、地域ネットワークの強化を図り総合的な支援体制を整備し、相談業務から就労支援まで、生活困窮からの自立に向けた支援を行います。

一人ひとりの心がけ



- 日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
- 必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。
- 地域で気にかかる人や世帯があれば、相談窓口につなぎましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。
- 気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- 民生委員・児童委員等は必要な知識を学べるように研修会等に参加し、制度の理解や市民への周知を図りましょう。

行政が取り組むこと（公助）

取り組み内容	担当課
●生活困窮者自立支援を図るために、「自立相談支援事業の充実」「就労に関する支援」「住居確保給付金の支給」「家計改善に関する助言」「生活福祉資金の活用」などを推進します。	福祉課
●相談窓口や制度に関する情報提供を行い、周知を図ります。	福祉課
●自立支援ネットワーク会議や日々の支援の現場において多機関で連携して対応していくため、関係機関や地域とのネットワークづくりを推進します。	福祉課
●ひとり親家庭等の児童の健全育成を図るため、子どもの養育や生活の悩みなどの相談に適切に対応し、きめ細かな福祉サービスを展開します。	子育て未来課
●就労による自立支援にむけた子育て支援や生活支援、就労支援、養育費の確保及び経済的支援等を総合的に推進します。	子育て未来課

3 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画含む）

成年後見制度利用促進基本計画の概要

平成 28 年 5 月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という)が施行され、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という)が策定されました。平成 29 年度から令和 3 年度までの第一期計画では、利用者がメリットを実感できる制度としての運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等の内容が盛り込まれており、市町村でも総合的・計画的な推進を図ることが位置付けられています。県や市町村に対しては、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

令和 4 年度から令和 8 年度の第二期計画では、成年後見制度の運用改善として、家庭裁判所や地域の関係者の連携による本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代の実現、意思決定支援を踏まえた関わり等について挙げられています。

また、地域連携ネットワークづくりの推進として、包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動ネットワークの充実が必要とされています。そのため、権利擁護支援体制の強化に向けて、行政・地域住民・専門職団体や関係機関などさまざまな主体が連携していく必要があります。

成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する現状と課題

- 地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人の権利を擁護し、適切な福祉サービスを利用できる仕組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があります。
- 福祉サービス等を必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切な財産管理のもと、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発など、制度の利用を推進することが必要です。また、今後は財産管理のみならず、意思決定支援・身上監護も重視した制度の運用を行っていく必要があります。
- サービスの利用において、対等な立場で苦情や要望等を自由に言える環境を整備とともに、相談窓口の周知に努め、苦情を適切に解決する仕組みをつくることが大切です。

(1) 広報・相談体制の充実

取り組み方針

- 地域で自立して暮らし続けるために、市報やホームページ・出前講座等を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。
- 地域で自立して暮らし続けるために、市報やホームページ・出前講座等を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。また、福祉・医療等の関係機関、金融機関等への周知・広報も積極的に行い、連携を図ります。
- 権利擁護に関する相談窓口である行政や地域包括支援センターに加えて、新たに中核機関を設置し、必要な人が制度を利用できるような体制づくり、利用者がメリットを感じることができるように相談体制を整備します。
- 成年後見制度利用支援事業では、金銭面に問題を抱える方も利用ができるよう、申立費用の助成や成年後見人等への報酬助成を行います。
- 成年後見申立人不在の場合は、適切に判断し、家庭裁判所へ市長申立てを行います。

一人ひとりの心がけ



- 成年後見制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。
- 地域で気になる人がいる場合、行政や地域包括支援センター、中核機関に相談しましょう。
- 成年後見制度について情報を積極的に収集し、理解を深めましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。
- サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。
- 個人情報の取り扱いやプライバシーについて、十分注意を払いましょう。
- 必要に応じてケース会議等に参加し、成年後見人等が活動しやすいよう連携・協力しましょう。
- 本人を中心として、福祉・医療・地域等の関係者や後見人等で「チーム」を形成し、各関係者との連携見守り体制の構築に協力しましょう。

行政が取り組むこと（公助）

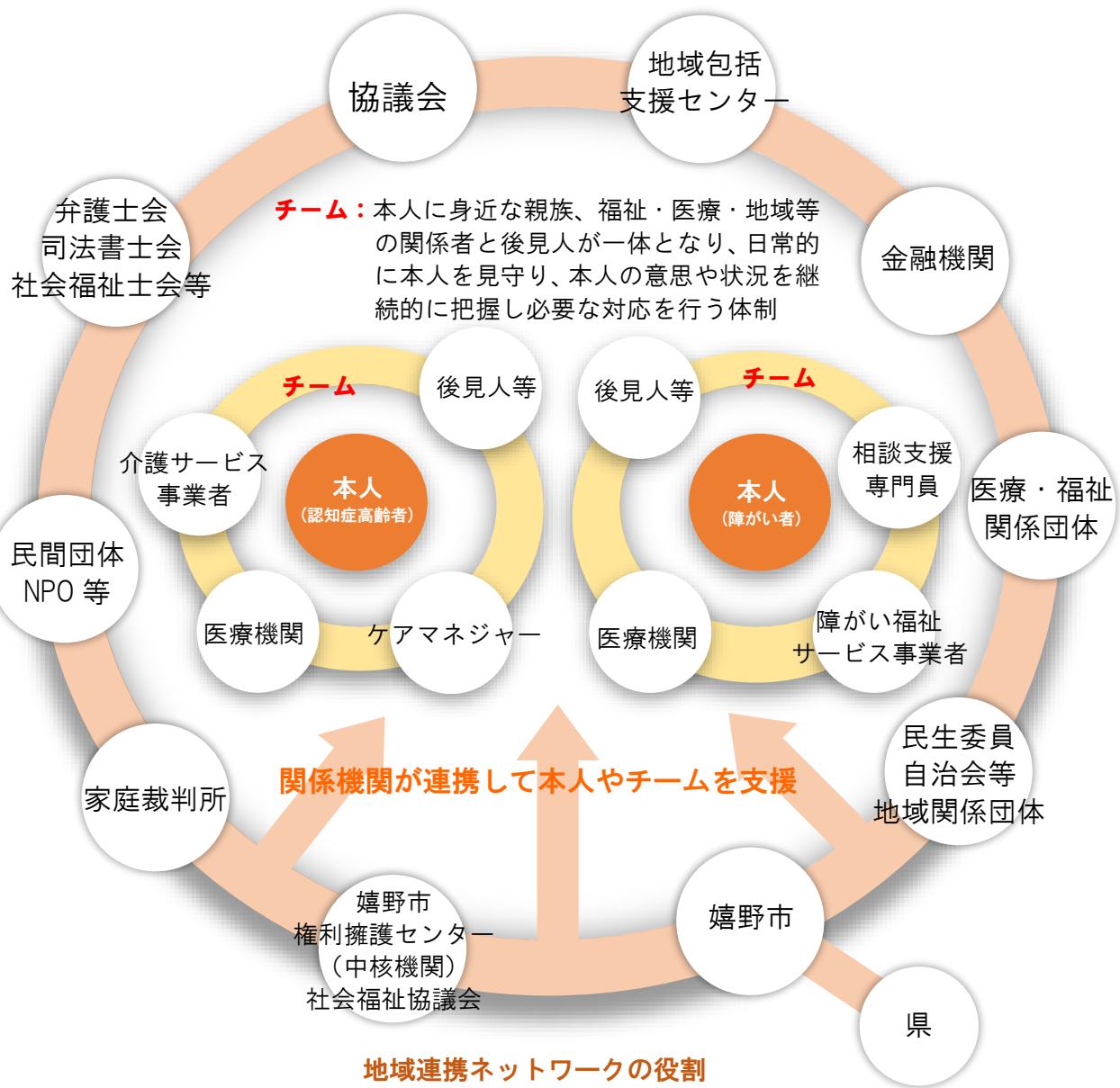
取り組み内容	担当課
●広報誌やホームページ、地区での講話等で成年後見制度や高齢者虐待等について周知啓発を図ります。	福祉課
●研修会等を通じ、施設・事業者職員等の資質向上や人権意識の高揚を図ります。	福祉課
●個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。	福祉課
●成年後見制度の認知度向上のため、制度の内容や利用方法について情報発信を行い、周知啓発に努めます。	福祉課
●成年後見制度の利用相談窓口に専門職を配置し、安心して制度が利用できる体制を整えます。	福祉課
●相談窓口に社会福祉士等の有資格者を配置し、安心して制度が利用できるよう、セーフティーネット機能を強化します。	福祉課
●相談窓口の明確化を図ります。	福祉課
●親族が成年後見人等として活動している場合、関係機関と連携し本人や親族後見人等を支えていく仕組みづくりを構築します。	福祉課
●身寄りがない方などへの市長申立ての対応、成年後見制度利用支援事業の実施として生活に困窮されている方でも安心して制度が利用できるよう申立ての費用や成年後見人等への報酬助成を行います。	福祉課
●生活保護を受けている人及びそれに準ずる人に、成年後見人、保佐人又は補助人への報酬に対する助成を行います。	福祉課

(2) 地域連携ネットワークの構築

取り組み方針

- 権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみとして「地域連携ネットワーク」を構築に向けて取り組みます。
- 今後、後見人等の担い手不足も予測されます。そのため県の計画の元に市民後見人の養成に取り組んでいきます。
- 新たに身近な相談支援機関を設置し、本人を中心として福祉・医療・地域の関係者や後見人で「チーム」を形成し、そのチームを法律・福祉の専門職団体や関係機関等が支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に着手します。

● 地域連携ネットワークのイメージ



一人ひとりの心がけ



- 本人や後見人等について理解し、地域の支援の輪を広げましょう。
- 市民後見人として活動できる方は協力をしましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 専門職団体、当事者等団体、各種相談支援機関等は、本人の意思決定支援に関し、福祉的又は法律的な支援に協力しましょう。
- 専門職団体等は積極的に「チーム」会議や「協議会」へ参加し、専門的な知見から助言をしましょう。
- 法人後見事業の取り組みに向けた体制を検討します。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
● 地域における権利擁護の支援を推進するため、法律・福祉・医療の専門職団体や関係機関等が連携するネットワークを構築します。	福祉課
● 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な役割となる中核機関を設置します。	福祉課
● 協議会を開催し、医療・福祉・司法などの専門職団体など関係機関が連携体制を強化します。	福祉課
● 協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりの主体となります。	福祉課
● 県の計画のもと、市民後見人の養成に取り組みます。	福祉課

(3) 虐待の防止と早期対応

取り組み方針

- 施設・事業者、保健・医療関係機関、教育関係機関、警察、法律関係者、民間団体などと連携し、障がいのある人や乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。
- 高齢者虐待に関する相談窓口の周知を図り、早急に高齢者虐待対応ができるような仕組みづくりを行います。
- 地域包括支援センターと嬉野市を中心に高齢者虐待の対応を行っています。困難事例等は、社会福祉士と弁護士からなる「高齢者虐待対応専門職チーム」と連携し、対応していきます。

一人ひとりの心がけ



- 虐待と思われるようなことに気づいたら、すぐ行政や民生委員・児童委員などに相談しましょう。

地域や関係団体で取り組むこと



- 虐待を受けている恐れがある人を発見した場合や住民からの相談を受けた場合は、相談機関につなげましょう。
- サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。
- 虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。
- 個人情報の取り扱いやプライバシーについて、十分注意を払いましょう。

行政が取り組むこと(公助)

取り組み内容	担当課
● 研修会等を通じ、施設・事業者職員等の資質向上や人権意識の高揚を図ります。研修会の開催については、施設へ出向いての開催など、研修に参加しやすい実施の方法を検討します。	福祉課
● 虐待に関する相談窓口について明確化を行うとともに、広報誌やホームページ、地区での講話等で周知を図ります。	福祉課 子育て未来課
● 携帯電話やSNSを活用した相談支援について、気軽に相談ができるよう周知に努めます。	子育て未来課
● 保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関等と連携し、障がいのある人や乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。	福祉課 子育て未来課 健康づくり課
● ヤングケアラー（大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子ども）に関する知識の普及啓発を図ります。	福祉課 子育て未来課
● 個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。	福祉課
● 地域包括支援センターや高齢者虐待対応専門職チーム等と連携し、虐待の早期発見・早期対応をしていきます。	福祉課

目標値一覧

計画の実行性を高めるため、地域福祉に関するアンケート調査の項目から、以下の目標値を設定します。

基本目標1 ふれあいとつながりによる福祉の基盤づくり

1 福祉意識を育てる教育・啓発		
項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「あなたは福祉について関心がありますか」に「とても関心がある」「ある程度関心がある」と回答した割合	77.3%	85.0%
2 誰もがつながりをもつ場所や機会づくり		
項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「あなたはご近所の人とどの程度お付き合いがありますか」に「行政区(自治会)や隣近所の行事の時だけ付き合う」「家族ぐるみで親しく付き合っている隣近所の人がいる」と回答した割合	40.9%	58.0%
3 地域で活躍する人材の育成		
項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「あなたは、嬉野市で行政区（自治会）や子ども会、PTAなどの地域活動をしたことがありますか」に「現在参加している」と回答した割合	15.0%	30.0%
「あなたは、今後とも、あるいは今後、行政区（自治会）や子ども会、PTAなどの地域活動や行事に参加したいと思いますか」に「参加したい」「機会があれば参加したい」と回答した割合	48.6%	65.0%

基本目標2 ともに協力しあう安心・安全な地域づくり

1 ともに協力しあう関係づくり		
項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「あなたは地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支えあいの必要性についてどう思いますか」に「とても必要だと思う」「ある程度必要だと思う」と回答した割合	85.7%	90.0%
2 安全・安心を支える体制づくり		
項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「もし災害などの緊急事態が発生した場合、あなたは適切に避難できると思いますか」に「できると思う」と回答した割合	58.4%	65.0%
「防犯・防災対策の充実」に「満足」「やや満足」と回答した割合	44.4%	50.0%
3 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）		
項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「あなたは再犯防止の取り組みが進められていることを知っていますか」に「再犯防止の取り組みを知っており、協力している」「知っているが特に協力はしていない」と回答した割合	18.4%	25.0%

基本目標3 課題に寄り添い解決する包括的な支援体制づくり

1 わかりやすく利用しやすいサービス環境づくり

項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「あなたは、「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できていますか」に「かなり入手出来ている」「入手出来ている」と回答した割合	20.4%	35.0%
「身近なところでの相談窓口の充実」に「満足」「やや満足」と回答した割合	41.9%	50.0%

2 福祉サービスの向上

項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「高齢者福祉・介護サービスの充実」に「満足」「やや満足」と回答した割合	52.8%	60.0%
「子育て支援の充実」に「満足」「やや満足」と回答した割合	49.3%	60.0%
「障がい者支援の充実」に「満足」「やや満足」と回答した割合	46.5%	60.0%

3 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画含む）

項目	現状値(R4)	目標値(R10)
「成年後見制度を知っていますか」に「名前も制度の内容も知っている」と回答した割合	20.3%	30.0%

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての市民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

（1）市民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する市民自身です。市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。

市民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

（2）福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・NPO・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることができます。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参加が求められます。

（3）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、嬉野市社会福祉協議会を嬉野市における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

（4）行政の役割

行政は、市民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。市民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、福祉課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

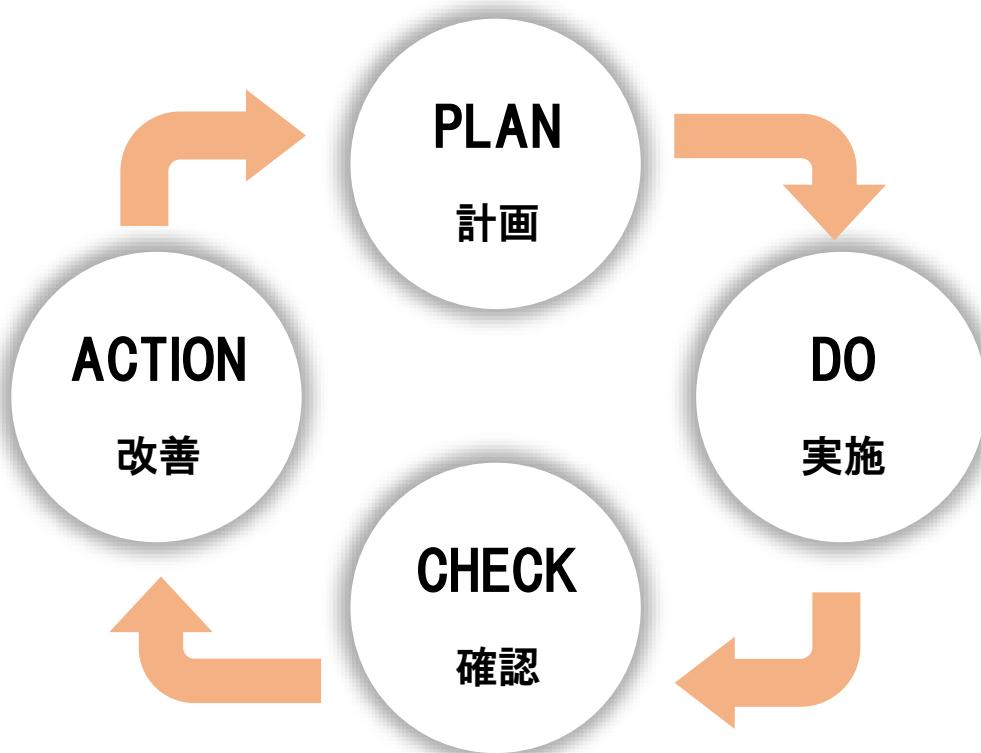
2 計画の点検・評価・推進体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、P D C A サイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「嬉野市地域福祉計画策定委員会」の委員を中心に構成し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く市民に周知していくため、広報誌や嬉野市ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、市民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（確認）」「ACTION（改善）」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

1 嬉野市地域福祉計画策定委員会条例

平成25年3月26日

条例第24号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による嬉野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、嬉野市基本構想に即し地域福祉の推進について広く住民の意見を聴取し、計画づくりに生かすために、嬉野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 社会福祉団体に關係する者
- (3) 保健医療に携わる者
- (4) 地域福祉活動を支援する組織に所属する者
- (5) 部長の職にある市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の意見)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に嬉野市地域福祉計画策定委員会の委員である者については、委員会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

2 嬉野市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属	
1	諸岡 博子	嬉野市民生委員児童委員協議会会长	委員長
2	伊東 博幸	嬉野市行政区長	
3	嬉野 奉文	嬉野地区地域コミュニティ会長	副委員長
4	光武 一行	嬉野市老人クラブ連合会会长	
5	中山 逸男	嬉野市身体障害者福祉協会会长	
6	馬場 昇	社会福祉法人 済昭園 施設長	
7	森 喜代美	嬉野市社会福協議会事務局次長	
8	福田 真義	嬉野町医師会代表	
9	古川 信子	社会福法人 このめ会 理事長	
10	副島 祐二	社会福祉法人 嬉野町社会事業助成会 施設長	
11	織田 智海	社会福祉法人 ルンビニ福祉会 理事長	
12	小池 和彦	嬉野市市民福祉部長	

(敬称略、順不同)

3 計画策定の経過

期日	内容
令和4年1月～2月	嬉野市地域福祉計画に関するアンケート調査実施
令和4年3月23日	嬉野市地域福祉計画 第1回策定委員会
令和4年5月～6月	嬉野市地域福祉計画策定に伴うヒアリング調査実施
令和4年7月15日	嬉野市地域福祉計画策定に伴う関係団体グループインタビュー実施
令和4年11月2日	嬉野市地域福祉計画 第2回策定委員会
令和5年1月12日	嬉野市地域福祉計画 第3回策定委員会

第3次 嬉野市地域福祉計画

発行年月 令和5年3月

発 行 佐賀県嬉野市

編 集 嬉野市 市民福祉部 福祉課

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

TEL : 0954-42-3306 FAX : 0954-42-3300

Eメール : fukushi@city.ureshino.lg.jp